

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	清 水 治	2番	土 屋 隆 義
3番	熊 谷 祐 子	4番	西 岡 一 成
5番	庄 田 昭 人	6番	森 治 久
7番	棚 橋 敏 明	8番	広 瀬 武 雄
9番	山 田 隆 義	10番	広 瀬 捨 男
11番	松 野 藤四郎	12番	土 田 裕
13番	小 寺 徹	14番	若 井 千 尋
15番	小 川 勝 範	16番	堀 武
17番	星 川 睦 枝	18番	藤 橋 礼 治
19番	若 園 五 朗	20番	広 瀬 時 男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	新 田 年 一	市 民 部 長	松 井 勝 一
福 祉 部 長	石 川 秀 夫	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	福 野 正
都 市 整 備 部 長	松 尾 治 幸	調 整 監	水 野 幸 雄
環 境 水 道 部 長	河 合 信	会 計 管 理 者	広 瀬 幸 四 郎
教 育 次 長	林 鉄 雄		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 鷺見秀意 書記 棚瀬敦夫

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日、傍聴者の方、大変早朝から御苦労さまでございます。平素は議会運営に大変御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨日、熊谷祐子君へ注意事項を申し上げましたら、熊谷祐子君が速やかに訂正をされましたので、昨日の件については取り消しをいたします。

日程第 1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第 1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番 土田裕君の発言を許します。

土田裕君。

12番（土田 裕君） おはようございます。議席番号12番、日本共産党、土田裕です。

議長に質問のお許しをもらいましたので、通告どおり、平成20年12月瑞穂定例議会にて質問させていただきます。ちょっと私も風邪がみで体調がすぐれないんですけど、お許くださいませ。

麻生首相は、12日、23兆円の緊急経済対策の記者会見の中で、改めて3年後の消費税増税の意向の旨を表明しました。今日の暮らしが厳しい中、ますます寒さが世の中に広がってきました。そこで私は、身近な相談を通じて三つの質問をいたしたいと思います。一つ目に多重債務者相談窓口について、二つ目、障害者、障害児などの相談窓口の充実と現状、三つ目に別府地内の埋立工事について、以上3点を質問させていただきます。詳細は質問席にて発言させていただきますので、よろしく願いいたします。

世界の大不況と呼ばれる経済情勢の真ただ中、生活をしています。経済的な危険の方がそちらの方から近づいてきます。まずは家計の問題に直結してきます。失業率がさらに上がってきました。就業状態が厳しくなることは言うまでもありません。雇用の中身が問題であります。正社員が減少する一方で、パートやアルバイト、そして派遣社員などが増加してきました。派遣法の改定で雇用の仕組みを変えたからです。

私は、今現在、労働問題とともに、借りなくてもいいのに生活の苦しさからサラ金から30万円を借りてしまった男性と出会いました。発端は、建設会社に勤務されていましたが、経営の悪化で退職を余儀なくされました。しかし、男性には家のローンもあり、退職金もわずかな金

額でございました。家のローンも滞納がちになり、家族にも相談できず、消費者金融に借入れをされました。そして、生活の苦しさは決して変わりはありませんでした。他の職に転々としながら、給料は安く、長くは続かず、気がつけばたった1年で30万円借りたのが300万円に膨れ上がってしまいました。家族に相談したが、奥さんは子供を連れて実家へ帰ってしまいました。今は離婚調停中ですが、この金額は残ったままでございます。解決策として、借入れが短いものは特定調停、長い期間借り入れたのは過払い返還訴訟を実施し、今、裁判所へ提出する旨、書類を作成中でございます。今の法律では、利息制限法で10万円未満は年利率20%、10万以上100万未満の場合は年利18%、100万円以上は15%と定まっています。しかし、サラ金側には出資法という法律があり、現在は29.2%まで利息を取ってもいいという法律が二つ存在しています。これがいわゆるグレーゾーンと呼ばれています。その差額で残金を支払ったり当人の生活の立て直しの資金にする法律でございます。例えば10年借り入れたとしますと、また入金などを繰り返していますと必ず返済が終了できます。借金は必ず減るという目標を持って相談に今乗っています。

そこで質問ですが、滋賀県の野洲市へ研修に行っていました。野洲市の市民相談の窓口ネットワークを活用して多重債務の相談の取り組みを実施しています。資料を提出しますので参考にさせていただきたいと思っています。だれにも相談できずに苦しんでいる、そのような人を発見し、手を差し伸べるのが行政の仕事ではないでしょうか。解決の道に導いていただけることを行政側の仕事と思って、この四つの項目で質問させていただきます。

一つ目として、金融庁は昨年夏、自治体に向けた相談マニュアルを作成していますが、6月議会でも私は質問させていただきました。現状はどうなっていますかお答えをお願いいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 土田議員さんの多重債務の関係について、市の現状はということでございますので答弁をさせていただきます。

瑞穂市産業経済課窓口への多重債務に関する相談は、現在のところございません。相談がありましたら対応できるよう、ことしの8月ですが、産業経済課職員が県民生活相談センターで開催されました「多重債務110番」に同席し研修を行い、情報を収集しているところでございます。なお、参考に、多重債務110番、これは県民生活相談センターでございますが、県のふれあい会館にございますが、平成18年度の相談件数は全体で1万1,000件ございました。そのうち瑞穂市の方の相談が295件、うち多重債務に関する相談件数が18件。また平成19年度、県民生活相談センター全体の相談件数が約1万1,000件で、瑞穂市の住所該当者が332件、相談されておられます。そのうちの多重債務関係が31件ということで情報を収集しております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 岐阜県の多重債務の支援対策ということで今聞いたんですけど、金融庁が今発表されまして、昨年の6月、瑞穂市の現状、研修に行っていると、今、松尾部長から答弁等ありました。今の現状でどのような前向きな姿勢にあるのか、6月議会にも答弁されたと思いますけれど、その中でどのように前向きに進んでいるのか。何でも閉ざすじゃなくて、何かを求めて、皆さん苦しい思いをして駆け込んできます。その旨で考えていただきたい。要するに住民の目線に立って考えていただきたい。行政マンとしてじゃなくて、何とかそのようなことを前向きに検討いただきたいと思っています。

いろんな考えがありますけど、前も松尾部長の答弁がございましたので、そこまでは続けてやりませんが、どのような考えをしてみえるかお聞かせください。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 市町村の相談窓口ということでございますが、議員御指摘の、平成19年7月の金融庁が発行しております多重債務者相談マニュアルというのがございます。この中で簡易的な相談マニュアルということで、相談者が来訪したときには、相談者を安心させながら、借金の状況を整理しながら相談に応じるとか、また債務整理の提示ですね。先ほど言われました議員御指摘の任意整理、特定調定、個人版民事再生、自己破産等の方法等があるわけですが、いずれもこれらにつきましては、いわゆる相談者に安心して相談をさせながら債務整理の方法を伝えましょうということで、最後はやっぱり法律専門家へ誘導しておるとこのこと、これは多重債務相談マニュアルの簡易版に載っておりますので、やっぱり窓口では大事な部分もあるかと思えます。これは心配ごと相談の中でも多重債務の案件については10件ほどあったということも聞いておりますが、これはやはり各課連携が必要だとは思っておりますが、いずれにしても、多重債務はあくまでも自己責任に置きながら、整理をしていただくということも大事かと思えますので、その辺を踏まえながら、今後、市民の安心・安全ということも考えながら検討はしていきたいというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 今の答弁の中で前向きというようなことは、設置できる可能性もあるということでもよろしいでしょうか。もしもそういうような前向きな答弁ということを感じていいならば、住民の要求にこたえていていただきたい。確かに自己責任、借金をされる方は自己責任が伴います。しかし、その中には、やはり困ってしまって、どうしてもいけない、こういうような状態の方が多数見えると。なかなか私も相談をしている中で、これは借りなくてもいいんじゃないかという人も借りてみえます。しかし、主は、もうどうしても生活が苦しい、

本当に苦しいと、そういう方が多くみえます。そこで、情の温かい、そのようなことを一筋の明かりを頼って見えるんです。そういう考えを行政としてどう思われるかということを知りたいんです。それ以上のことは言いませんけど、そういう気持ちを大事にさせていただいて、前向きに検討をよろしく願いいたします。

次に2番目として、相談窓口の設置及び各関係課の税務課、そして国保課、教育委員会、連携してセーフティーネット貸付制度を活用して債務整理をする他の自治体があります。これは野洲市の研修の資料を10月にいただいてまいりました。例えばここに、税務課などは市民税の滞納の方をどうして導いていくか、生活の設計を導いていくのか。そして国保は国保税の滞納をどう導いていくのか。そして教育委員会としては学校給食の滞納世帯の隠されたものがあります。ただ、滞納したら、なぜ滞納したのか、その中には、やはり生活からそういう借金をつくってという方も見えます。水道課でも水道料金が払えなくてストップされる方も見えます。そういうような方の整理をするためにやることではなくて、この奥に潜んだ、そこを行政マンとして気づいて対応するのが、ここの資料にも配りました野洲市の市民相談窓口ネットワークでございます。このように実際的にやっている行政の方が見えます。何とかこのような市町がふえてきまして、何とぞ瑞穂市の方でもこのような考え方をしてもらいたい、このようなシステムをとってもらいたいと私は強く望む次第でございます。御所見をお聞かせくださいませ。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 土田議員さんのセーフティーネット貸し付けの制度はということに答弁をさせていただきますが、セーフティーネット貸し付けにつきましては、全国にも数県の取り組みがあるように聞いております。多重債務者の早期救済にある程度の役割を果たすことと思われませんが、安易な貸し付けには、逆に多重債務状態の先延ばしになるおそれがあります。

債務整理後の生活再建につきましては、現在ある制度を勧めております。例えば母子・寡婦福祉資金、生活福祉資金については、市の広報に定期的に掲載し啓発活動を行っております。学費や学校給食費など全額または一部補助制度がありますが、また市税などは納税相談を設けております。現状といたしましては、セーフティーネット制度の融資については現在のところ考えておりません。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 資料を持ってみえるということで、参考のために私も、毎日新聞の平成20年11月20日（木曜日）に、多重債務者に低金利の融資とセーフティーネット貸付制度ということで、全国に8県ほどあります。こういうような制度を岐阜市でも今取り入れて、前回の6月議会でも発言しましたんですけれど、まだまだ周知というか、そういうようなものをよく

理解していただけない。物は知っているけれど前へ一歩進まない。本当に寂しいことです。私たちは、相談をしながら人の痛み、また人間として、血の通った同じ同等の中で、助けてあげたい、そういう意味でこのようないろんな勉強会を開いて、今私も相談員としてやっている次第でございますが、やはり行政もいろんな形で温かい支援を賜りますように、本当によろしくお願いいたします。

3番目に、松尾部長は先ほども答弁されましたので、これが、先ほどの市民への周知とか啓発、広報活動ということで、先ほど広報にも出していますというような答弁でした。しかし、その中で瑞穂市は一件もないと。相談窓口の中では多重債務は県の方のふれあいセンターの方へ行っているというような御意見でございました。さまざまな人間関係、近所の方が市の窓口だと知られるからというような6月の答弁でした。しかし、困っている人は、もう最後の水際作戦でございますので、どうしようもなくなっている。だからこそこういうような人を助ける意味でも、一部の人は借りなければいけないような状態になってしまった。世の中が悪いかもしれない。自分も悪いかもしれない。しかし、立ち直るためには、やはり温かい支援を賜りたいと思います。

そして、広報活動じゃなくて最後に、できないならば、定期的にこういうような窓口相談はできないかどうか最後に聞かせてください。よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 多重債務の相談を定期的にできないかということの趣旨かと思いますが、今、市では、弁護士さんが対応する多重債務相談が県主催で行われておりますので、定期的にこれは実施されておりますので、広報等にも掲載しながら、瑞穂市はふれあい会館に非常に近いところでもございますので、そちらの方に相談を誘導させていただいておるのが現状でございます。また、市でも、心配ごと相談、あるいは法律相談等も弁護士さんで定期的にやっていただいておりますので、その辺も、多重債務だけにかかわらず相談事に対応していただくと考えておりますので、専門職員を専門的に配置するというようなことは現在は考えておりませんが、ひとつよろしく申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 実は、弁護士へ頼みますと1回の項目で、相場、着手金といいますけど、5万円かかるんです。そして、先ほど言ったように、例えばここの過払い返還訴訟の、という項目かといいますと、50万円を借りたとします。年利率28%の場合、1年に14万円です。月にして1万1,666円の利息になります。しかし、これは異常な金利でありますので、利息制限法に直した場合、これは18%ですので年に9万円。そして月にしたら7,500円で済むんです。その差額分が5万円。月にして4,166円、これだけ返還で戻ってくる。これは弁護士に頼むと

報酬の20%から30%取られてしまいます。金がないのに、金がないのにまた取られてしまう。弁護士に取られるんじゃない、お世話になったから取られると言っては失礼かもしれませんが、そうになってしまう。これはたった印紙の1万円ちょっとで、金額によりますけれど、十分民間でできる仕事でございます。こういう法律を知れば、法律のことをちゃんと知っていただければ、裁判に自分で書類を出すことができます。その書類も、裁判所にもあります。そういうような項目を使いまして、行政マンとしてどのようなことを勉強してきたのかということも問われますけれど、専門知識じゃなくて少し勉強すればできる仕事です。ただ、任意整理の場合によって、自己破産並びに自己再生、そういうことになりますと弁護士を使わなければなりません。私が言っているのは、その中で過払い返還訴訟によって、水道料金とか並びに給食費の滞納並びに市民県民税の滞納の補助にできないかどうか、行政も考えてもらいたい。実際に野洲市等がやっているような項目ができます。やはりこのように行政も考えなければ、一人のものじゃなくて、みんなの力で頑張ってやっていただきたいと私は常に思います。その旨によってもう一度部長にお聞きします。再度、そのような研修会並びに窓口業務等を開設する意思はあるのかどうかお聞きします。よろしくお願ひします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 冒頭にも、これは産業課だけではございませんので、多重債務110番に同席しながら研修している経緯もございますし、議員の資料で野洲市の例を拝見させていただきますと、それぞれ社会福祉課とか、いわゆる介護高齢者とか、障害者支援、教育子育て支援とか、地域生活者支援、これは市営住宅の関係の都市計画とか、それぞれ税金関係の滞納関係、保育料ですね。国民健康保険、国民年金、例えば商工観光課ですと就職困難者支援ということで、多種多様に市民生活相談室を設けられまして、消費者生活相談、弁護士法律相談、行政相談、住民相談等をやっておられますので、この辺も踏まえまして、市といたしましても各課連携をとりながら、対応できるものについては行政として何ができるかということを検証しながら、対応できるものには職員の研修等も積み重ねながら、一歩でも前進し瑞穂市から多重債務者が一人でもなくなればと思いますが、これも、行政のいわゆるやっていける幅もございまして、その辺も検証しながら検討していきたいというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） ありがとうございます。

いろんな課題はあります。自己責任で終わらせなくて、やはり行政として温かい気持ちでその多重債務になられた方々の支援をよろしくお願ひいたします。

それでは2番目に移りたいと思います。

障害者自立支援法案がさまざまな問題を、関係者並びに精神医療・保健・福祉のサービスを



受けている患者さんや利用者さんや、また精神保健福祉従事者の間に不安が広がっています。通院医療費公費負担が廃止され、新たに自立支援医療費が制定され、利用者には一律1割の自己負担がつくことになりました。利用者や家族、多くの関係者は頭を痛めてみえます。利用者も公平な負担をしていかなければならないという考え方で、サービスの対応単位で払うべきだという政府の考えでございますが、一理あるようでございますが、本来あるべきなのは、法案の理念を考えると、精神障害者と言われる人は好きこのんで障害を負ったわけではありません。社会で生きる上で必要な医療は障害者にとって益であるということを規則をすることではなく、むしろ憲法25条という生存権保障にかかわる基本的な権利として与えられています。

私は、療育手帳を持っている2人のお子さんの御家族の方の相談にかかわることになりました。専門性を生かしたかかわりが大切だと思っています。そこで、私は、専門性を生かしたスタッフが瑞穂市に必要じゃないか、そのような考えを持つようになりました。そこでお尋ねします。障害者、また障害児を持つ御家族に対しての単独での瑞穂市の専門的な窓口を設けていただきたい。その上で三つの質問をさせていただきます。三つ一緒に言わせていただきます。

1番目、瑞穂市の障害者、また障害児の実態と数を教えてください。

二つ目、相談区分で、ほほえみ相談事業所、こころの相談事業所があります。ほほえみ相談事業所では、「生活サポートはしま」相談支援センター、障害者総合支援センター「クロス」、またこころの相談では、鶺鴒、ザールせいすい、ふなぶせがありますが、瑞穂市に単独で開設の予定はありますか。そして、現在は専門的な方を派遣するため予約制をとっていますが、このようなことを瑞穂市で単独にできませんでしょうか。

もう一つ、あい・愛マーケットの現状もお聞かせください。

以上3点をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 土田議員の3点に関しましてお答えさせていただきます。

まず最初に、障害者の実態、人数につきましてでございますが、平成20年3月現在の数値でございますが、身体障害者の状況としまして、身体障害者手帳所持者が1,379名、知的障害者の方ですが療育手帳所持者が256名、精神障害者の方でございますが、精神障害者保健福祉手帳所持者が112名、それと自立支援医療（精神通院）受給者の方が250名ということになっております。

次の、ほほえみ相談、こころの相談につきましてでございますが、御案内のとおり、障害者自立支援法に基づきます市が行っております地域生活支援事業でございます。総合センター相談室をお借りしまして、障害者（児）の方の身近な相談窓口として、日常生活から福祉サービス、医療サービス、就労、ケアマネジメント、生活情報の提供、さまざまな相談に応じまして地域の生活及び社会生活の自立を支援するための事業を展開しているところでございます。ほ

ほえみ相談の方でございますが、主に知的障害者、その家族や関係者を対象としまして、「生活サポートはしま」相談支援センター及び障害者総合支援センター「クロス」、それからこころの相談の方ですが、主に精神障害者、心の病気で悩みの方、その家族や関係者を対象としまして、指定相談支援事業者であります相談支援専門員が市の委託を受けまして、無料で、来所、訪問、電話、市役所の窓口等に対応できる仕組みになっているところでございます。当然ながら、相談につきましては、市の窓口、電話等でも受け付けをしているところでございます。

それと、市の単独設置ということでございますが、今後、相談事業の需要増加の推移を見ていきたいと思っております。また、単独の24時間対応となれば、専門職の嘱託職員等の採用などで、機構、人事、財政等を考慮しなければならないこととなりますので、検討させていただきたいということでございます。

次に、あい・愛マーケットの現状につきましてでございます。

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会が主催する「あい・愛マーケット」として、ボランティアほづみ、福祉作業所豊住園、すみれの家の製品販売を、総合センター1階ロビーにおいて、毎月第2・第4木曜日に実施している状況でございます。20年度、今年度でございますが、21回開催を予定しているところでございます。また、それ以外に、あい・愛マーケットではございませんけれども、豊住園、すみれの家につきましては、みずほふれあいフェスタなど地域のイベントに参加して売り上げを上げているという状況でございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） どうもありがとうございました。

私のところへ相談に来られた方は、障害児として療育手帳を持っているお子さん、今度小学校に上がります。そして、お兄ちゃんは今小学校へ通っています。それも両方とも障害者の療育手帳を持っています。軽度の障害児で多動症という病気らしいです。このお母さんは、大変なるこのストレスからうつに今冒されている。この部屋へ行きますと窓は真っ暗。カーテンを閉め切ってしまう。そして、この障害児として生まれて、なぜ生まれたのか、認めたくない。しかし、かわいい我が子。現実を見なければいけない。このような二重の生活をされています。本当に手を差し伸べてやりたい。しかし、そのような私たちの中で課せられたことは何かと。やはり当本人が考えなければいけないことは確かですが、今の福祉法では、障害児として、皆さん、昔は少し差別化しました。しかし、今はそれを受けとめて、何とか支援をしてあげたい。なかなか今現在、世の中にはすぐ溶け込んでくれません。決して子供の責任ではありません。私がその中で学んだことは、やはり行政としてこのようなことをどう考えるのか。幾ら国の事業、並びにどこの公共事業でも、今現在、障害者自立支援法が今、知的障害の方の区分分けをしようと国の法律が今変わりつつあります。そこで行うことは、やはり自分自身の物事だけで

なく、人の身に立って、先ほどと同じように人の身になって考えて行政に温かい心を持って接していただきたい。その意味でも行政としてどう思うかということをお聞きしました。福祉部長が前向きに検討すると、先ほどのような答弁でございましたが、やはり国の政策等ありますのでなかなかそれはできないかもしれませんが、今後とも、このような人がいるんだ、訴えているんだと、そういう意味で、何とぞ今後とも推移を見ながら、私ども、そのような人たちの相談に乗っていきたいと思いますので、今後ともまたよろしく願いいたします。

それではこの障害者の窓口の方は終わらせていただきまして、最後、三つ目の質問ですが、瑞穂市別府字井場五ノ町、消防署の東側に約9,600平方メートルの池があります。その埋立工事を今現在行っています。その池の住民の方々から私に不安な声がたくさん寄せられている。そこで私は5項目について質問させていただきます。

まず1番目に、今やっている工事事業計画と事業の概要、内容を説明していただきたいと思えます。よろしく願いします。

議長（小川勝範君） 土田議員、時間の関係で五つ全部質問してください。

12番（土田 裕君） 失礼しました。

二つ目として、水路の整備計画の確認は適切でしょうか。

三つ目、災害の発生防止策、安全対策は適切でしょうか。

四つ目、住民意見を尊重し、要望にこたえて対処しているか。

五つ目として、まちづくりとしての整備が次の段階になります。道路建設、また外周を含めた水路整備の市の対応はどうなっていますか。

この五つをお聞かせください。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 土田議員さんの別府地内埋立事業についての御質問でございますが、まず最初に事業計画・事業概要についてでございますが、本件は、平成19年4月より施行されました岐阜県埋立等の規制に関する条例に基づき許可をとりました事業者、それを特定事業者と呼びますが、その特定事業者が通称「井場の大池」と呼ばれています土地を取得し、今回、その埋め立てを行うものであります。事業区域の面積は、議員御指摘のとおり約9,600平方メートル、搬入の土砂量につきましては約1万7,000立米でございます。完了予定は平成21年の5月として県に埋め立て申請をして、その許可がなされております。

次に水路の整備設計についての御質問でございますが、この池の中には、池を東西に分断するように水路敷地が南北に縦断していますが、この水路については、埋め立て時に特定事業者により自費工事をしていただきます。水路の幅、深さについては、市で井場地区全体の排水系統図から排水量の計算をしながら、この水路に必要な断面を算出し、それを特定事業者に指示しております。上流、下流の既に整備されている水路とも整合性をとりながら設計をされてい

るというふうに思っております。

3番目の御質問の、災害の発生防止対策、安全対策についてはどうかということでございますが、埋立作業は、農繁期とか出水期の6月から9月はやめまして、10月から5月までの作業工程となっております。埋め立てがおおむね完了する時期には水路の自費工事を施工しますが、その際は仮設の水路を設けるなど、排水が安全に滞ることなくするような対策が講じられております。池の周囲には立入禁止のさくを設置したり、出入り口は施錠しながら、工事区域への安易な立ち入り、不法投棄を防止するような安全対策が講じられております。そのほか、土砂の運搬につきましては、住宅地を避けた西側消防署からの出入りとし、特定事業者が所有の自社車両で行い、不特定の車両と見分けがつくように、埋め立て区域付近の道路は徐行しながら安全運転をするよう徹底する計画が立てられております。

4番目の御質問の、住民の意見を尊重し、要望にこたえて対応しているのかとの御質問でございますが、地元の井場・花塚地区の区長さん、自治会長さん、農業委員さん等とは、計画が計画された時点から、平成19年の7月から3回ほど、特定事業者と打ち合わせ調整をさせていただきながら、埋め立て開始に当たり、平成20年の5月、10月と2回にわたり井場公民館において地元説明会を開催いたしております。その中で、特定事業者は地元の要望にこたえる形で、車両通行ルートの特定制とか水路自費工事をする際の水路のつけかえ、または区域内から下流水路への土砂流出対策、また事業期間を当初の平成21年5月としていたものを、車両の通行を1日10台以下として、埋め立て期間を約3年ほど延ばす計画変更がされております。地元の環境悪化とならないよう最大限配慮された計画に変更されたものと判断しております。これらについては、この特定事業者が自己所有地の埋め立てを行うための最大限の配慮がされたと思っております。この特定事業者への過度な要望については、事業者の経営を圧迫する可能性もありますので、地元意見とか要望等の尊重はするものでありますが、それ以上のことについては事業者の判断にゆだねておるというところでございます。

最後にですが、周辺道路・水路整備の市の対応についてでございますが、池西側の道路については6メートルとなるよう後退をして、道路側溝を設置していただき、次の段階の開発の際には道路整備に後戻りのないよう指示・協議が済んでおります。

水路については、埋め立ての進捗状況を見ながら、池の中にある水路を特定事業者が平成22年10月ごろに工事を施工する際、下流のJR沿いの一部未改修の水路を同時期に市にて施工する予定としております。当面、本年度においては、さらに下流の雑草・土砂堆積により水の流れが悪い旭化成南側の水路の敷コンクリート打ちを施工して流下能力を上げ、池が埋まることによって水害が生じないかと心配されておられる付近住民の方の不安を解消するよう、順次、水路改修をしていく計画を立てておりますので、よろしく御理解を賜るようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） ありがとうございます。

今現在、ゲリラ豪雨が頻繁に発生しまして、そのときに、昔だったら、昔といってもつい最近ですけど、50ミリが豪雨というふうに言われていましたが、今は1時間に100ミリ以上も降る状況になっています。そのときに、この複断面のあるちょうど池から北側の方から、その降った場合に一挙に埋立工事のところに来るんじゃないか、このときを大変心配している。だから今、用水路を拡充するというような意見でございましたが、このようなことが起きた場合、瑞穂市の場合は前も9・11災害、大変すごい災害でございました。そういうようなことが起きかねない。そういうような状況の中でどう、このような対策をとっているのかどうか。池の中に、ため池ではないですけど、そこへ流れついて今までそれで難を逃れた。これを埋め立ててしまうとどういような水の筋になっていくのか、そこを多く心配されています。何とぞそのようなシミュレーション等を考えてみえないのかどうか、一回お尋ねします。よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 通称「井場の大池」と呼ばれている池につきましては、あれは調整機能を持ってある池というふうには判断しておりません。といいますのは、水がたまっておるだけで、例えば上流から池のところへ来た水が池の中からずっと出ていくということで、調整能力、常に水がたまっておりますので調整池ということではないというふうに判断しております。それには上流からいかに下流の方へ早く流れながら、いわゆる長良川の方に本川の方に排水するという水路系統等も、現在、市内には3カ所の排水ポンプ等がございますので、それも今年度中に排水機能のいわゆる系統関係のポンプが必要であるとか、いろんな絡みで今年度調査しておりますので、その調査結果によって、いろんな水路等の改修計画に反映していきたいというふうに考えております。市内の排水ポンプも、農林水産省のかんがい排水事業に基づきまして設置されておる排水機でございまして、非常に老朽化しておりまして、部品等もなかなか調達できないような現状も踏まえておりますので、その辺も今調査しておりますので、あわせてその辺の結果も反映しながら、排水路の改修計画等も参考にしていきたいというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） ありがとうございます。

この三つの質問の中で、やはり地域の住民の安心・安全を守るための施策をとっていただきたいという旨で私は質問させていただきました。検討の余地と、また並びに前向きに検討する

というような御意見ももらいました。今後ともこのような住民の意見を取り入れながら、行政としてどう思うかということをおたはちが質問させていただきますので、今後ともまたよろしくお願ひします。

本日はどうもありがとうございます。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で土田裕君の質問は終わります。

7番 棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） おはようございます。議席番号7番 棚橋敏明でございます。

ただいま小川議長より質問の時間をちょうだいいたしました。本日は四つの件について質問させていただきます。一つ目、中山道サミットについて、そして二つ目、穂積地区のコミュニティセンター、せんだってより協議しておりますが、その後について協議の内容を教えてくださいたいと思っております。三つ目、JR穂積駅周辺道路の危険度の増加について質問させていただきます。そして四つ目、揖斐郡大野町のパナソニックエレクトロニックデバイスの工場閉鎖について、以上4点を質問席より質問させていただきます。では、質問席に移させていただきます。

ここにも掲げてございますとおり、市民憲章が制定されました。せんだって皆様方のお宅にも「広報みずほ」が届いていると思います。そこにことしの瑞穂市の十大ニュース、これが選定されております。そのナンバーワン、第1位として市民憲章の制定、こちらが取り上げられております。当初、市民憲章が制定されてから、一番最初は、市民の方々が集まるところで皆様方の御唱和が行われ、少しでも告知しようと皆様方努力をいろいろいただきました。ただ、それから何ヵ月もたっていない今、もう既に皆様の頭から市民憲章というのはやや忘れられつつある。例えばこの議場におきまして、行政の方、そして議員の方、この中でたった一人だけ暗記でこれをそらで言える方がおられます。それは広瀬副議長でございますが、ただ、私もそらで言ってほしい、そらで覚えてほしいというわけじゃないです。これはどうしてもやはり皆様方にモラルハザード、これのために、皆様方の一つの法律であり、また一つの憲法だと思います。そのためにも一つずつこの市民憲章をわかっていただきたいと私は思っているわけです。そして、この瑞穂市に定着してほしい一番大切なものだと思います。だからこそ、この議場にも掲げていただいているものだと思います。ただし、これから、この市民憲章、いろんな方に知っていただくためには、私はその市民憲章定着のためのツールが必要だと思います。それで、一つずつこのツールを皆様方でこれから探しながら、そのツールを育てながら、またツールを定着させながら、この第1項から第5項まで少しずつ定着させていただきたいと思ひます。

それできょうは、ちょっとした提案も込めましてまた御質問させていただきたいんですが、この第3項「文化が香りスポーツに親しむさわやかなまちをつくります」、このまず「文化」のところなんですが、実は、巢南町、そして穂積町が合併いたしました。私たち穂積町のときに、何かこの町に文化はないかということていろんな方々とお話ししました。何人寄っても何人寄っても、「駅を見てみやあ。駅にここら辺の観光施設は何が書いてある。穂積駅に書いてあるのは鏡島の弘法さん、そして円鏡寺、括弧して別府観音や。三つしかあらへん。これではなあ」と言っていたのが穂積町です。ただ、合併いたしまして、皆さん、お手元にあると思いますが、こちらの本ですね。「瑞穂の教育」、この一番後ろをごらんになってください。ほとんどが巢南の文化財です。瑞穂市指定文化財、ここに約40項目ぐらい、いや、40項目を超えるかもしれません。ほぼ9割、これが瑞穂市の中の巢南にございます。ということは、この合併によってこの瑞穂市には、巢南、この大きな文化遺産が来たもんだと私は思います。これを第3項の「文化が香り」、これのツールに私は使ってみたらどうかと思います。

それで、なおかつ、この中で、穂積町、そして巢南町、ここを結びつけている東西の路線、これは本当にすばらしい中山道でございます。今、中山道は、団塊の世代の方々にとって、東海道よりも風情があってすばらしいものだということで、中山道ウオークとか、いろんなものが行われています。そして、またこの岐阜県におかれましては17の宿がございます。せんだって長野県から、田中知事のとてでしたね。私どもの岐阜県、こちらへ山口村が入りたい、それが宿でいいますと馬籠宿になります。そこから、関ヶ原町ではございますが今須宿、ここまで17宿があります。それで、今、各務原市、中津川市、それから恵那市、そういったところでは何とかこの中山道を生かそう生かそうとしておられます。それで私がと思いますが、この中山道、この中山道サミットを今立ち上げようという部分も一部あると思います。これをちょっと取り方を変えまして、例えば「柿の街道」「柿の道」。例えば私たちのところには富有柿があります。そして美濃加茂市には有名な干し柿があります。そういったところ、例えば「柿街道」とか何か銘を打って文化を大切にしなきゃいけないんだよということで、この市民憲章を何か持ち上げていくことができないかなと、そんなように思うのですが、一度そういったことに対してどのような市としてお考えをお持ちなのか御回答をいただきたいし、また、市としてのこんなことをやっているんだよということがございましたからお教えいただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 柵橋議員さんの中山道サミットにかかわることについての御質問にお答えさせていただきます。

現在、NHKの大河ドラマ「篤姫」の中で重要な役割でありました皇女和宮、和宮ほか姫君が、将軍に嫁ぐ際、その降嫁に中山道を江戸へ下りました。このような歴史的役割を果たして

きた中山道は、大きな時代の流れとともに、その姿を変え、その当時の面影をとどめるものは市内にはなくなってしまいました。岐阜県内の一部の中山道沿道ではその歴史的認識を再確認し、郷土の失われていく遺産を守り、よみがえらせようとする動きが盛んとなり、さらには地域活性化につなげていこうとする機運が高まってまいりました。瑞穂市も、県内の中山道17宿のうち美江寺宿があり、県内中山道沿道14市町と中山道に関する活動団体で構成されております「日本歴史街道」美濃中山道連合に参加し、平成9年には旧巢南町で、平成12年には旧穂積町で、県内中山道沿線自治体から、市長、町長や関係団体を集めて大評定を実施しました。この美濃中山道連合は、昭和62年2月26日に中山道を通じて沿線地域が結束し、一体となって、美濃地域における人・物・情報の活性化を図ることを目的とし、美濃加茂市太田宿で開催され、以後、現在まで沿線市町で行われております。今年度につきましては中津川市中津川宿で開催されたところでございます。議員御指摘の中山道サミットがこれに当たるのではないかと考えております。観光客を呼び込み、また文化の定着のための企画につきましては、今後とも議員と皆様方といろいろ御相談しながら、いいものがあれば市としても対応していきたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 私、ちょっと思いがけなかったのですが、今、都市整備部長の方から御回答いただいたんですが、文化、そして一部観光ということでしたら、確かに観光ということだと、当然、都市整備部長かなと思います。文化ということでしたら教育委員会、そして企画部かなとも思うんですが、教育長、どうですかね。この中山道について、また市民憲章の定着のためにこういったものをツールで使っていく、またこの公布のためにということで、どのようなお考えをお持ちか御意見をお聞かせください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育委員会といたしましては、なかなかお答えしにくい部分もいっぱいあるんですが、まず、私は市民憲章の制定にかかりましたので、市民憲章の解釈の私見ですが、この美江寺宿とか呂久の渡しとか、こういった文化遺産にかかわる内容については、前文の「長い歴史と文化に誇りを持ち」というところで表現をしております。続いての5カ条については、今を生活している市民のあり方として、文化に親しむとかスポーツに親しむとか、そういったあり方をみんなで力を合わせてつくっていこうという、そういう内容でしたので、前文の長い歴史と文化に誇りを持つという内容でこの美江寺宿をどのようにしたらいいのかという御質問と解釈させていただいてお答えさせていただきますが、今、都市整備部長の方からお話ししたように、いろいろな宿と連携をとって、この文化遺産を大事にしていこうということは、瑞穂市として、教育委員会として持っております。ただ、残念ながら、その文化財とい



うものに関して、大変、物というか、それが少なく、なかなかそれを積極的に売りに出せないとか、そういうようなところもあって、今後考えていかなきゃならないという、そういう認識はありますが、今、何をもちて宿の中心となって展開できるかという難しいかなという個人的な考えですが、答弁させていただきます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 柵橋敏明君。

7番（柵橋敏明君） すみません。ちょっと教育委員会の教育長と、確かにおっしゃられるとおり市民憲章についてはそうかもしれません。それと、ちょっと今、都市整備部長から伺った範囲でふと思ったんですが、私たちの町、合併時が約4万7,000人だったと思いますね。それで、今5万1,000人。5万人を確実に超えました。今、県内で5万人を超えた市の中で、例えばこういった文化遺産、そして商業的な観光な部分、そういったことで動いておられる各市町、結構あると思うんです。ただ、この町に限って申しますと、商工観光課的なところ、それから商工観光、そういったものを発掘をしよう、またそれを育成しよう、それをまたその町の財産にしていこうとか、そういったことの部署というのはどうもこの町にはないように思いますが、そういったことも今後必要じゃないかなと思うんですけど、例えば中山道一つとってみても、例えば商工観光的な部分があって、その中に中山道顕彰会とか中山道活性協議会とか、また瑞穂市の中にありますそういったいろんな文化財、観光資源、それから他の市町との連携になりますこういったサミットですね。こういったことに対してスムーズに対応できる、また逆に他の市町に自分たちのアイデアを売りに出して、他の市町に協力を求める、そういった商工観光的な部署があってもよからうかなとは思いますが、そういったことについて、市長、いかがお考えでしょうか。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、中山道関連におきまして、歴史と文化のある、これをひとつ生かしてまちづくりを考えたらという中での御質問でございます。

文化の関係でございますが、歴史の関係におきましては、先ほど教育長の方から少し触れたところでございます。瑞穂市の「文化が香りスポーツに親しむ」というところでございますが、実は今の文化協会がいろいろお取り組みいただいて、文化活動を盛んにやっております。過般、瑞穂市の吹奏楽団の定期演奏会に出させていただきますして私思ったんですが、瑞穂市にはすばらしい、本当に文化の薫る活動があるなということを実は感じたわけでございます。これもよその市町にはあんまりないわけですね。本当にこういうすばらしい部分もあるなと思ったわけでございます。

今、御質問は、この中山道に関してのというところでございます。先ほど所管の部長の方から御説明をさせていただきました。これまで中山道の関係におきましては、中山道連合という

関係で、大評定、それぞれの首長が出まして毎年やっておるわけです。何をやっておるかとい  
いますと、それぞれの中山道の関係しますまちにいろいろな歴史、文化が残り、それを生かし  
て何か発展、活性化できないかというところに来ておるわけですが、この瑞穂市にお  
きましては、今ありました中山道六十九次のうち56番目の宿が美江寺の宿になります。そして、  
「篤姫」で一躍、今、和宮がずうっと出ておりましたが、和宮が公武合体でここを降嫁したと  
いう、まさにすばらしい歴史がありまして、この中山道をずうっと通ってまいりますと、こう  
いった和宮が降嫁した中で歴史的に史跡として残っておるのは、この瑞穂市の呂久のここだけ  
にああいった小簾紅園、やはり詠まれました詩を碑にして、今から80年前にこの公園が整備さ  
れております。ですから、私ども、この呂久の小簾紅園を大々的に、史跡としてはこの沿線に  
残っておりませんから、こういうものも売り出したいなと思っておるところで、そういった関  
係の整備も今進めようとしておるところでございます。

そんな中におきまして、この市になりまして、商工観光課とか、そういうものがない。や  
はり市になったんだからそういうことを考えるべきではないかという御質問でございます。こ  
ういった御質問は今まで他の議員さんからもいただいております。まさにそのとおりでござい  
まして、現在は産業経済課、農業関係とあわせてやっておるような状況でございます。です  
から、これを、課を独立させて考えたいなということは、私も常々皆さんの御指摘のように考  
えております。そのことにおきましては、今後内部で調整をいたしまして、そういう取り組みを  
してまいりたい、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げて答弁とさせて  
いただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 市長、御答弁、ありがとうございました。

今、市長の御答弁にありました、商工観光課ではないかもしれませんが、商工観光的な部署  
を独立させてこれから広めていこう、またそういった活動でやっていこうという御答弁、あり  
がとうございます。本当に、やはりこれだけの財産がありますし、それをまず市民の方にわか  
っていただく。それと同時に、外の方々に、他の市町の方々にPRできる。例えば各務原市、  
キムチであれだけの評価を得ています。それから韓国ドラマですか、あれに基づいたそうい  
ったストリートをつくったりとか、外に対してもいろんな発信するものを持っておられます。例  
えば今、映画なんかでもそうですね。中津川映画ジャンボリー、それから岐阜アジア映画祭で  
すね。それ以外のところでも、例えばいびがわマラソンとか、例えばこの瑞穂市でも中山道マ  
ラソンをやったっていいわけですね。何かほかの市町に対してこの瑞穂を売り込める、また  
瑞穂へぜひとも来ていただきたいと、そんなような、守りだけでなしに攻めの何か市のPR、  
それと同時に他の市町とまた仲よくなれる、何かそういった攻め、また攻撃的なそんなPRが

できたらいいんじゃないかなと思います。その根城に商工観光課があり、またそこでできた文化を守るという実績が市民憲章の第3項に当たってくるのではなからうかなと思いますので、また、今、市長がおっしゃられた商工観光課、こういったものをぜひとも設立していただきたいと思います。

それでは、その次、第2番に入ります。第2番の質問といたしまして、前回9月の議会でも質問させていただきましたが、穂積地区コミュニティセンターですね。そのときにこのような御回答をちょうだいいたしました。「指摘のコミュニティセンターは、稲里地区の一部も含め、地元の自治会長や区長、PTA役員などで構成する協議会で協議が進められている。土地の問題があり地域の方の理解をお願いしながら進めたい。水害に強いコミュニティセンターや保育所として2階建ての計画なども視野に入れ、全体計画の中で整備したい」と、このような御回答をちょうだいいたしました。それで、前回のこの後、どのような協議が進められているのか、また進んでいるのか、ぜひとも御回答くださいませ。よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 穂積地区コミュニティセンターに関する協議のその後につきまして御質問いただきましたので、御回答をさせていただきます。

平成20年度その後につきまして、7月と10月の2回、地元におきまして打合会が行われ、意見、要望、提案等いろいろと協議がされてまいりました。メンバーの方々から御意見などはたくさんいただいておりますが、現在までのところ、おおむねの意見が出尽くした状況であるというふうに認識をしております。

主な意見のうち、一番重要であります場所（用地）につきましての協議がなされ、地権者の御理解が必要であることが再確認され、私ども行政の方も認識をしております。一部課題もあり、解決には至っておりませんので、さらなる協力、御尽力が必要となっております。

コミュニティセンターと保育所が連携できる、少し広目の駐車場も含めた敷地を確保したいというような御意見もいただいておりますし、また施設につきましては、水害等災害時に避難場所として地域住民が活用できる建物、2階、あるいは床の高い建物等を考えて建築してほしいというような御意見がありました。建物の各部屋の機能につきましては、どんな部屋が必要かというようなことに対する御意見もたくさんいただきまして、今後、財源や総面積的な規模的なこともありますので、最終的な意見を取りまとめていかなければならないというような状況でございます。

いずれにいたしましても、土地が確定しなければ前に進めない状況でございますので、いろいろとさらなる詰め協議が必要であると思っております。

なお、運営につきましては、地域コミュニティの活性化やまちづくりのためにも、地域の方々が参画していただけるよう、さらをお願いをしたいところであります。市といたしまして

も、保育所の問題もありますので、あわせて関係部署と調整をしなければならないと考えております。

以上で御答弁とさせていただきます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） 現在、本田のコミュニティセンター、こちらへ、ちょうどこの穂積地区の方々がやはり気になるのか、ちょくちょくちょくちょく見に行っておられるみたいですね。それで早く私たちの方にも何とかならんかいなというようなことが日常、物すごく皆さんの間から聞かれるようになってまいりました。もうすぐ、本田コミュニティセンターがどのようなできばえになるのか、またどのように運営されるのか、それがまた私たちの穂積地区の方々にどんどんどん伝わってくると思います。そうなりますと、皆様の要望、また皆様のいらいらももっとも募ってきます。ですから、昨日、庄田議員さんの御質問の中で、市長の御答弁だったと思いますが、市庁舎及びコミュニティセンターについては前向きに前向きに検討しております、また研究しておりますというような御答弁があったと思います。そのお言葉のとおり、前へとにかくスピードを上げて進めていっていただきたいと思います。ただ、今の御報告のとおり、まだ土地も定かではないということではございますので、なかなか難しいかなとは思いますが、ぜひとも、とにかく前へ進めていただきたいと思います。

それと、昨日、新田総務部長さんの御答弁の中だったと思いますが、コミュニティセンター条例というようなことをちらっと何か伺ったような気がするんですが、いま一度、どんな条例をつくろうとなさっておられるのか、たしか私、伺った覚えがあるんですが、ちょっとお尋ねしたいんですが、よろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 瑞穂市のコミュニティセンター条例と申しますのは、既に15年の合併時に設定されておりますが、内容的には、現在あります南部コミュニティセンターの設置条例、名称、あるいは施設の使用料等の規定をしておりますが、この中に、来年度4月の供用開始を目指しております新たな本田コミュニティセンターの位置づけ、使用料の規定を今回議案として、条例の一部改正という形でそこへ加える条例改正をお願いしております。穂積地区のコミュニティセンターがどういう形で今後進めていくか、名称等、あるいは運用等まだ詰めができておりませんが、恐らくこの瑞穂市コミュニティセンター条例の中に3番目のコミュニティセンターという形で加えることに完成時にはなるかなというふうには思っております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） 何分にも、このコミュニティセンターというのは、いろんな話が物すごく

く動くんですね。せんだってのほづみ幼稚園のお話と一緒に、本当に話がひとり歩きしてしまいます。ですから、個人情報はもちろん守らなきゃいけないと思いますが、個人情報で問題が起こらない限り、できる限り情報を地元に出していただきたいと思います。そうでないと、いろんな間違っただけ情報がどうしてもひとり歩きしてしまいますし、また望まれる心が大きい分だけ、余計いろんなうわさが出ますので、くれぐれもこれから、あからさまにして、いい情報はできる限り流していただきたい。それと同時に、大きなところで必ずこれはつくるんですよというところを御明言していただいたものと思っておりますので、こういったことを地元の方々にお示しいただけるとありがたいと思っております。何分にも皆様が一番大事な土地を使ってのことですので、よからぬうわさが出ないようにくれぐれも、ある面は慎重に、ある面は大胆に、またできる限りの情報公開の上、推し進めていっていただきたいと思います。そのことが地元の人たちの安全、また安心、それから安堵につながります。ああ、私たちもつくってもらえるんだなという安心感にもなっていきますので、どうかその点御注意なさって進行していただきたいと思っておりますし、また一日も早く何とかこぎつけてつくってくださいませ。どうかよろしく願いいたします。

続きまして、三つ目の質問とさせていただきます。

昨日、私たちの会派代表として広瀬時男議員からもお話があったと思いますが、今、国道21号線、特に朝日大学へ曲がる角のところ、朝日大学前交差点というのか、ちょっと私、正確な名前は存じませんが、相当な交通量でございます。県下でも本当に有数の交通量、そして事故の発生率も有数です。それに対しまして、それもまた回避するというのもあったのかもしれませんが、私、これ、6月の議会でも取り上げさせていただいたと思いますが、本巣縦貫道、これが北進1車線。それから南へ3車線。しばらくガソリンが高いときはあまり込み合いませんでした。ただ、ここ最近ガソリンがある程度安定し、また安くなり、今や北進に関しましては、朝日大学の正門よりやや北側、そこから只越までほぼいっぱいです。どうしてもこの道を土・日には避ける車、その車が旧道の方に入ってまいります。旧道は以前の状態ではございません。近所の御商店はほとんどお店を閉めておられます。皆様が生活の場所になっております。一般の住宅地と思っても全く遜色ないと思います。それにより、特に御高齢の方々が、乳母車とは申しませんが、何ていう名前ですかね、手押し車ですか、あれを引いて何人もの方が、従来の駅前の道、あそこを歩いておられます。大変危険な状態ですね。特に八百次商店さんの前の交差点、それから棚瀬悦宏さんのところがちょうど工事をなさっておられた関係もあって、ちょうどあそこの駅前の本屋さんがあったところの交差点ですね。これは本当に事故が起こらなかったらおかしいぐらいの状態でございます。しばらく、確かに調整監がおっしゃられましたとおり、ちょっと交通も少なくなり、私もそれを確認しました。ただし、ここ最近、またまたすごい渋滞を生んでおります。それと同時に、JR穂積駅、その周辺道路にかなりの車があ

ふれておりますし、特にガソリンが高くなってから電車通勤の方がふえたわけですから、駅まで家族が送っていく、こういった方々が、通勤時、それから当然通勤のお帰りのときですね。このときにもすごい量で込みます。特にJRの路線に沿いましてすぐ南側の、車1台がやっとこさ通れる道ですね。そこに至っては事故が起きなかったら全くおかしいぐらいに、それぐらいまで込んでおります。そういった道路の整備、そういったことに対してどのようなお考えをお持ちか、御回答をお願いいたします。

議長（小川勝範君） 水野都市整備部調整監。

調整監（水野幸雄君） JR穂積駅周辺道路の危険度増加についてお答えします。

議員御指摘のとおり、穂積駅周辺は朝夕の通勤客の車が集中し、周辺道路は県道穂積停車場線以外は狭小な道路が多く、歩行者、自転車とのふくそうにより、互いに気を使いながら通行していただいている状況と認識しております。

9月の議会の中でも棚橋議員より、主要地方道北方・多度線、いわゆる本巢縦貫道でございますけれども、国道21号から別府北交差点までの区間が、北進1車線、南進3車線への変更により北進の渋滞が以前よりひどくなり、その渋滞を避けるため駅周辺の狭い道路に迂回する車が発生し、より危険な状態になっているのではないかと御指摘をいただきましたが、それを受けまして、市では、平成18年度に発足いたしましたJR穂積駅周辺地区まちづくり協議会の中で本巢縦貫道というものを一つとらえても、歩道が狭いということで歩道の改良等の課題も認識されており、その対策のため車線変更前に交通量調査もしておりました。これを受けまして、これと比較できるように車線変更後についても、平成20年10月15日の平日及び10月26日の休日の2日に分けて本線の交通量調査を実施しました。それにあわせて、本巢縦貫道より駅周辺に迂回してくる車の確認をするため、ナンバープレート調査もあわせて実施いたしました。その結果、車線変更前のナンバープレート調査というのはちょっとしておりませんので、車線変更前後の比較は一概にはできませんが、駅周辺の北進の通過車両 また北方・多度線へ抜けた車でございますけれども については、全体の通過車両のうちの混入率につきましては平日で4.2%、休日は9.7%であることを確認しました。南進の混入率は、平日及び休日とも5%前後で、大差がない状況でございます。これらを見ますと、明らかに休日の本巢縦貫道本線の北進1車線の渋滞状況から、それを避けて迂回してくる車の混入があると判断できます。本線の渋滞につきましては、休日の市役所前交差点を先頭に、北進1車線が国道21号線を越えた渋滞長が観測されております。その結果、国道21号線の右折車線までその渋滞の影響を及ぼしているということもあわせてわかりました。これらの結果を踏まえまして、それら解決につきまして、道路管理者であります岐阜土木事務所、交通規制を管轄いたします県公安委員会、北方警察署等関係機関ともその改善について協議を進め、ひいては駅周辺への不要な車の混入を防ぐことができれば思っております。

現在、市では、駅周辺の歩行者等の安全確保について、国庫補助金を利用したまちづくり交付金事業を実施しております。平成18年度から駅周辺のバリアフリー化を目指し、歩・車道の分離とその段差解消に努め、歩・車道の分離ができない市道につきましては、通常のアスファルト舗装とは別に、排水性舗装といたしまして水たまりが生じないような舗装をし、あわせて路肩にカラー舗装するなどして、歩行者に優しい道路づくりを進めているところでございます。

この駅前、駅周辺につきましては他にも、駅の東側でございますトンネル、通称「まんぼ」と呼んでみえると思いますが、トンネル内の塗装が大分劣化しております。そのようなことを考えまして、トンネル内の塗装の塗りかえや照明等の増設する改良を加え、安全の確保に努めておりますが、今後ともさらにそれを推し進めていく所存でございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 調整監の方から御答弁のございました駅周辺道路のバリアフリー化、これは本当にありがたいと思います。ぜひともやっていただきたいと思います。今ここで皆様方が想定しておられるよりも、うんとうんと御高齢の方々が生活道路として利用されておられます。特にお店でも、例えば八百次商店さん、こちらはお年寄りが必ず行かれるお店なんですね。それでお年寄りにとって買いやすいお店。ですから、当然周りの方々も御利用なさっておられる方が非常に多い。それでもってして、あの地域は、せんだっての井上様の訴訟の問題もございましたように、道路が一定の形をしておりません。膨らんでいるところもあれば、狭くなっているところ、へこんでいるところもあれば、今度上がっているところ、もうさまざまな形状をしております。例えば農協のところへ車が入ろうとしても、スムーズに入れない。もうどこもかもがそんな状態でございます。ぜひとも一日も早くバリアフリー化をして、あの中でお年寄りが亡くなることが絶対ないように、特にこの瑞穂のまちの歴史をつくってきた方々が一番お住みの場所かもしれません。ぜひとも何とかあの地域を、安全なまち、安全なモデルケースと何とかしていただきたいと思いますので、どうかよろしく、調整監のお力でやっていただきたいと思ひますし、またそのことに対して市長の方からも県の方にいろんな面でアイデアを出していただきまして、すばらしい駅周辺道路にしていきたいと思ひますので、どうかよろしくお願いいたします。

時間の問題もでございますので、四つ目の質問に移らせていただきます。

ここ最近の世界的な金融危機、そしてそれに伴います経済危機、輸出産業、それだけで終わるかなと思っていましたら、内部の工場でもいろんなことが起こってまいりました。ここ最近ではイビデンの従業員の方々の削減、それで一つ前へさかのぼってみますと、私たちと関連のあります大野町パナソニック、こちらの工場、昔の松下電子部品と思ひますが、こちらの工場

が長い間大野町にあったわけですが、閉鎖をなさる。これによって、私たちのまちはバスセンターの方が、ほとんどとは申しませんがかなりの方々が大野町への通勤に使っておられます。その中で何人の方がパナソニックに現実的に通われておられるかちょっとわかりませんが、利用者が少なくなれば、今の大野町へ行っているバスも見直しがいずれ図られることになってしまうと思います。そうなれば、今現在のあのバスターミナル、コミュニティバス、そして大野町へのバス、その他のバスも使っておられます。あれだけのいい場所です。それで本当にそれじゃあそのバスがなくなったときにあれが有効利用できるものなのかどうなのか、そういったことも踏まえて、また今、岐阜バスの方からそういうことに対して何か打診があるのかどうか、そういったことも含めまして、市の方でつかんでおられる情報、また市の方で考えておられる方策、そういったものがございましたら御答弁願いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 大野町パナソニックエレクトロニックデバイスの閉鎖とバスターミナルについての御質問でございますが、同工場の閉鎖をされることによりまして、特に朝の通勤で岐阜バス これは大野・穂積線でございますが を利用されている乗客が減少し、それに伴いみずほターミナルにおいて乗車されておる方も減少することが予想されます。したがって、ＪＲ穂積駅の駅前広場でのバスの乗降ができるようにならないかというようなことも御指摘されているかと思いますが、ＪＲ穂積駅付近の現状は、御承知のとおり、朝夕、送迎車で非常に混雑をし、ロータリーが交通渋滞となっているというような現状であります。みずほターミナルを設置いたしまして乗車場所を移したことにより駅前広場の混雑を若干でも緩和できておりまして、また利用者において、ターミナルの利用について定着もしてきているかというふうに思っております。ＪＲ穂積駅の利用者は依然多く、バス、タクシー、自家用車等による駅へのアクセスは前にも増してふえてきております。このような現状をかんがみまして、ターミナルの利用は駅前広場の混雑解消には現状では最善な方法ではないかと考えております。理想的には、ターミナルも駅に併設をいたしまして、駅前広場及び接続道路も広くして、駅前広場全体でバスの乗降ができるような状況にしていくということ、また駅周辺の住民の皆様にも御迷惑がかからないような状態にしていくということが重要かと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、パナソニックの利用者の状況でございますが、どれくらい利用されていたかということでございますが、このバス路線は、岐阜バスからのデータによりますと、おおむね90%がパナソニック関係者ということでございまして、1日約150人前後が利用されておるというようなことでございます。大野・穂積線のバス利用に当たっては、岐阜バス、大野町が今後検討されていくものというふうに考えております。しかしながら、この大野・穂積線におきましては、



市内の停留所、現在、北中学校前、サークルKの西側付近と、市役所、市民センターとの間及びJR穂積駅の3ヵ所がありまして、利用者もありますので、さらに当市といたしましては市内の停留所を設置していただいて、続けて運行していただきたいというふうには思っております。

最後に、バス利用者を新たに掘り起こす方法についてであります。コミュニティバス「みずほバス」にありましては、路線及び停留所の改善を検討するとともに、公共交通をもっと利用していただき、環境問題にも配慮したものとなるような公共交通にしていくように全力を挙げていきたいと思っております。これにつきましては、市民の皆様から御意見、御要望をいただくため、市広報でも呼びかけをし、御意見をいただくようにしておりますので、積極的に議論いただけるような場、あるいは御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今のみずほバスターミナル、大野・穂積線に合わせてつくられたと思うんですが、その当時、けんけんがくがくございまして、町のお金の無駄遣いだとか、本当に駅から多少離れているんだけど利用価値があるのかとか、いろんなことがけんけんがくがくございました。皆様も御承知のとおりでございます。それで、ここでこのバスが仮に廃止になった場合、またこの批判が僕は再燃すると思えます。そのためにも、コミュニティバス、こちらをうまくことをあそこへ寄せるとか、何かとにかく有効に使わないと、町の本当にお金の無駄遣いだったという、結局そういったことだけが残ってしまうと思えます。しかしながら、あの土地は私は決して無駄遣いではない、かなりいい使い方ができる土地じゃないかなと私は思うんですね。極端なことを申しましたら、今、JAさん、農協さんがすごく配置転換とかいろんな場所の集約とかいろいろやっておられますね。これはあくまでも暴言的な部分もございしますが、JAの穂積の事業所、あれが駅の一番近場にございます。例えばこのバスターミナルが今後どうなるか僕はわかりませんが、例えばそれと交換してくれとって、例えば農協さんがオーケーしてくれたら、それによってまた駅がすごくよみがえらせることもできると思えますし、ただ、そのためには、本当に今現在のバスターミナル、これを有効に有効に使って、それで何か私は財産としてあれを生かしてキープしていつてもらいたいなと思う次第なんです。ですから、パナソニックがこのようになり、パナソニックの方が90%使用していたと、バスを使っている人の90%がパナソニックの人だと。これで廃止ということになったらとんでもないことになってしまうと。その分何か、今の、毎回毎回問題になります瑞穂のコミュニティバスですね。こちらの路線の改良とか、停留所の設置のやり方とか、何かそういったことも含めまして、あれ

をもっと有効利用してもらいたいなと私は思うわけですね。それから、町のこちらの施設の延長戦上としても何か有効利用できないかなと思ったりするんですが、それと、その部分にちょっと一つだけ付随してあともう一つ御質問させていただきますと、今あそこを使っておりますコミュニティバス、これはどのようなことであのターミナルを使っているのか、またそのコミュニティバス自体、これだけいろんな批判がいろいろ入ってくるわけなんですけれども、どの程度協議なさって、今後の停留所とかそういったことを今御検討中なのかお答えくださいませ。よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） コミュニティバス「みずほバス」のターミナルの利用についてということでございますが、今お話のあります大野・穂積線、それから全くの岐阜バスの路線バスですが、北方へ運行しておりますモレラ線、このみずほターミナルを使つての路線としてはこの3路線あります。駅前のロータリーを使つて直接、穂積駅で乗降とも乗り込んでおりますのがみずほバスと朝日大学のスクールバスということでございます。路線が多い、あるいは他の送迎車両が多いということもあってターミナルを活用しているというような現状でございますけれど、バス停につきましては、ターミナルにつきましても、当然みずほバスは経由をしておりますので、これの活用につきましては今後有効に、ダイヤ、あるいは時間帯等も考えながら有効に使っていく必要があると思います。

みずほバスの見直しにつきましては、非常勤の中で公共交通会議の委員さんに設置条例をお願いしておりますが、今後、みずほバス全体のバス停、あるいは路線、ルート等をテーマにした公共交通会議を立ち上げて、みずほバスの一層の利用の向上に努めていきたいというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今伺いましたら、私もちょっと勉強不足で申しわけなかったんですが、私はコミュニティバスもあそこのターミナルを使っていると思っていました。ですから、使っているのはこの3路線、大野・穂積線、北方モレラ線、それから朝日大学バスということで、となりますと、これはますますあそこのターミナルがあまり使われなくなるというようなそういった状態になってきますと、やはり、これは無駄遣いということに物すごくなってくると思いますので、真剣に行政の方々、そして私たちもそうかもしれませんが、あのバスターミナルの利用というのを真剣に考えないと、いずれ利用の頻度が少なくなりましたら、何や、すごい無駄遣いじゃないかということは物すごく集中的に市民の方々から御批判を浴びると思います。そのためにも次なる使い道、また岐阜バスとしっかり話し合つていただきまして、どのように使つていただけるのか。岐阜バスの方がこれ以上やりようがないと言われるのであれば、ま

たほかなる使い道とか、そういったこともしっかり考えていただきまして、もちろん行政だけの問題じゃなからうとは思いますが、せめて市民の皆様方から大きな無駄遣いだったよということの御批判を受けないように、何とか今から考えていっていただきたいと思います。それで、ああ、いいものを残してくれたね、いい財産になったね、いい利用をしていますねと、そのような御評価を得られるようなバスターミナルにとにかくしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひますし、ちょっと一言だけ、市長、まだ時間がちょっとございますので、そのバスターミナルについていかがは市長はお考えなのか、やはり私は瑞穂市の財産だと思っておりますが、一言だけちょっと御回答をお願ひできないでしょうか。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） バスターミナルの利用方法、現在、バスが駅から約400メートルぐらい離れておると。利用者にとりましては非常に不便ということで、実は北方等々の方からも、何とか駅のところからバスの発着ができないか、こういう要望も私の方にいただいております。そんな中におきまして、今、駅の周辺のことと裁判もいろいろあるわけでございます。そういうのが解決し次第、もっと近くで乗降ができるようなことを早く取り組みたいと思っております。そうすればそのバスターミナルは要らないということになるわけでございます。それには駅周辺の開発、まだまだ本当に穂積駅の前は、パーキング・アンド・ライドですね。人が乗ってくれるだけで市に経済的に何の効果もないというのがあの駅でございます。何かやはりお金を落としていただけるようなことを考えようと、抜本的なことをやらないといけない。それには一朝一夕にはできんわけでございます。そういったことをこれからいろいろな意味で話し合いをしていきたいと思っております。それには本当に、こういう重要な瑞穂市の一つの宝であります駅がございます。こういったことも、議会の皆さんとしても知恵を出していただいて、よそのいろんな駅の周辺も御検証もいただいて、こうしたらどうだという、こういう御提案もいただきたいなと私は思っております。いずれにしてもあそこにターミナル、需要はどんなふうにも利用できるわけでございます。駅周辺、まちの中心でございます。公園が一つもございません。あそこに緑あふれる公園もとれるわけでございます。利用方法は何でもございます。ぜひとも議会の皆さんも、本当に大きな瑞穂市の課題、駅の問題、そして川の問題、そして今の大学の問題と、いろんな宝を持っております。それを皆さんと知恵を出し合って、最もいい形で有効利用してそれを活性化させたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 柵橋敏明君。

7番（柵橋敏明君） 市の財産として有効利用を考えていただけるということで、どうもあり

がありがとうございます。とにかく大切に有効に、値打ちがあるように使っていただきたいと思いますし、本当に市長からいい御答弁いただきまして、ありがとうございます。

きょう、いろんな方々からすばらしい御答弁をいただいたんですが、何分にも市民は焦っている部分もございますので、一日も早く進めていただけますよう、また一日も早く現場にそういったものができるように、どうか皆様方、行政の皆さん、よろしく願いいたします。何分にも市民の安心・安全のためでございますので、どうかよろしく、行政の方々、頑張ってくださいと思います。

また、市長がおっしゃられたように、これからは市民協働、行政と市民、そして私たち議会も一緒になって考えなきゃいけないときが来ていると思います。私たちも必ず協力するつもりでございますので、先ほど申し上げましたコミュニティーの問題とかいろいろありますが、どうかよろしく願いいたします。

きょうは質問の時間をいただきまして、どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で棚橋敏明君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。なお、再開は11時20分から再開をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時21分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席ナンバー8番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、以下4項目にわたりまして質問をさせていただきます。その第1点は、平成21年度予算編成について、2点目、地球温暖化対策について、3点目、市内の荒れ地（空閑地）対策について、4番目、小学校、中学校の不登校、暴力、いじめについて、以上4点でございます。

以下、質問席より質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

21年度予算につきまして質問をさせていただきます。

昨日のこの種の質問の答弁によれば、担当部よりの御報告によりますと、21年度の瑞穂市の財政は、世間でいろいろ騒がれておりますような状態ではなく、約二、三億の減で済むと。むしろ21年度よりも22年度の方が悪化する傾向が強いのではないかという御答弁をいただきまして、改めてその部分を再認識いたしました次第でございます。そういう中にありまして、総合計画にリンクしたマニフェストは着々と実行していかなければならず、かつ、掲げられておりますマニフェストの項目を全部達成するのにどれだけの予算がかかるか、今のところ明確ではない

中、マニフェストの実行プログラムを展開されることを前提に予算をつけていくその現実に、私としては若干の割り切れなさを感じるところでございます。

一方、今まさに市民は、緊縮生活に入らんとしているこのときに、ひとり行政のみが総合計画、またはマニフェストにのっとり、当たり前のように着々と事業を推進し予算を消化し続けていくことが、この時期に許されるのでありましょうか。つまり、歳出は各種施策、事業の推進の見直しを図る等、多少なりとも世間の不況風にも合わせた予算編成を望むものであります。例えば、わずかなことかもしれませんが、過去を見ても、結構たくさん計上されております各種補助金を思い切って20%カットするかというような削減ありきの予算編成になることを切望するものでございます。合併特例債も確かに期限があり、それらをうまく活用することはよしとしましても、その30%は自主財源で返済しなければならず、それらのツケが先にどんどん回っていく現実、決して穏やかに構えておられるような気がいたしません。特に本市がたまたま不交付団体になったときはどうするのかという不安がよぎるわけでございます。

そこで1点としまして、そういう意味も含めまして、財政を比較分析することにより中・長期の財政計画を樹立されるべきということを前提に質問をさせていただきたいと思っております。つまり本市の財政を分析することにより、何が問題か、あるいは何が課題かを究明し、長期の財政計画を樹立させるべきではないかと考えるところでございます。平成17年6月に総務省より「団体間で比較可能な財政情報の開示について」と題する通知が来ていると思っております。これは、財政の健全化を推進していくには財政状況を積極的に開示することが求められており、わかりやすく情報を開示し、財政運営上の課題を明確にし、財政構造の改善に反映させていくことが課題となっております。財政の比較分析を行う指標は既に御承知のとおりかと思っておりますが、財政力指数、あるいは経常収支比率、起債制限比率、人口1人当たりの地方債現在高、ラスパイレス指数、人口1,000人当たりの職員数を基本とすることになっております。庁内職員によって、あるいは市内の有識者によって構成される委員会によって財政を比較分析し、長期財政計画を樹立することについていかがお考えか、所信をお伺いしたいと思っております。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今の御指摘いただきましたことについて御答弁をさせていただきます。

財政計画ということでございますが、一応、合併をした折に合併協議会の方で財政計画というのが樹立されておまして、それに基づいて瑞穂市の財政計画がなされておるわけですが、ただ、御指摘いただきましたように瑞穂の経済状況の中でそういった状況を勘案しない段階での財政計画であったということは事実でございます。御指摘いただきましたような状況の中でそのままそれを踏襲していいのかという話になりますと、やはり何らかの修正が必要にはなっておりますかと思っております。

ちなみに、平成21年度予算編成に当たりまして財政運用指針というものを策定しておりまして、議会の皆様方にもダイジェスト版というような要約版をお示しさせていただいたところでございますが、市職員にありましては、14ページばかりの「瑞穂市予算編成方針」というのをつくっております、これをデスクネットで張りつけまして、職員には提示しておるところでございます。その中では、今おっしゃられましたような状況を踏まえまして、歳入については従前ですと細かな金額については補正の段階で、3月補正の中で計上しておったものについても、見込めるものについては限りなく見込むと。そして歳出については、経常経費は5%削減、投資的経費についても、その基本的な5%削減という意識でもって積算をするようにといった指示をしておるところでございます。

昨日、市民部長が、税の見通し約2億円の減となるということをお話ししたところでございますが、それは現段階での試算でありまして、経済動向そのものの分析も日ごとに変わってきております。新聞も見ましても、これはきのうの夕刊でございますが、世界のトヨタが比較的手がたい見通しを立てるとされていたにもかかわらず、100年に一度とも言われる経済危機を予想し切れず、今回は先行きを見誤ったというような報道がされていまして、これから、書いてございますが、トヨタが得意とする細かいコスト削減の積み上げだけではこの難局を乗り切れそうにないというような表現もされておまして、まさしく私ら財政を預かる者にとっても、今までのような姑息的な削減とかそういう程度ではもう立ち行かない事態も最悪考えられるわけでございますが、そういった段階になった折には、思い切った、先ほどおっしゃられましたような、補助金についても20%削減というような方針を打ち出さなきゃならない事態もあるかもわかりませんが、21年度の予算見込みの中では、先ほど申しましたように税収入については2億円の減ぐらいでおさまるのではないかと。あと交付税については、これもけさの新聞にも出ておったわけでございますが、1兆円増額が盛り込まれたと書いてございますので、そういったものがどのように市の方に反映されてくるか、そこら辺を見きわめながら予算編成に当たっていきいたいということでございます。最終的に予算編成の最終時点までできる限り努力をしてまいりまして、財源確保に当たりたいということを考えておるところでございます。

きのう新生クラブの会派の御質問にもお答えさせていただきましたんですが、先ほど議員がおっしゃいましたように経常比率、それが80%になっております。80%ということは、110億円は必ずランニングコストとして必要だということでございますから、まずそれを確保することが先決問題であろうかと。そして、その上にどれだけ投資的経費を乗せられるかという話になってきまして、その投資的経費が乗せられる段階になったところで、じゃあ何を選んでいくかということで組み立てていくべきかなというふうに思っておるところでございます。今後とも経済状況とか国の指針が示された段階で、また詳細な予算を詰めていくわけでございますが、3月議会に当たりましては、そういったところを見越しながら努力をしてまいりたいと思

っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ただいまの御答弁によれば、財政運営指針の作成も既にちょうどいいたしておるところでございますが、御答弁の中にもございましたように、日々、経済情勢は大きく変化いたしておるところでございます。したがって、徹底した行政改革の取り組み、並びに優先順位をつけた事業の選択、市債残高が累積しない財政構造の確立、この大きく3点を重点的に何とか今後とも財政運営にお取り組みいただくことを切望するところでございます。

次に、各部重点施策につきまして通告をさせていただいておりますが、昨日の会派代表質問におきまして広範にわたり御答弁をちょうどいいたしてありますので、私からはほんの二、三の点につきましてお尋ねを申し上げておきたいと存じます。

まずその第1点は、先ほど棚橋議員が質問いたしました穂積コミュニティセンターにつきましては、一部の地主の方の折衝がもう一步だというお話でございましたが、21年度の予算編成の中で、この穂積コミュニティセンターについては予算化される部分があるのかどうか。

第2点目として、昨日の御答弁に市民部長からもありましたが、インフルエンザの対策予算、これは今期も補正予算で計上されておるわけでございますが、さらに来期も計上せざるを得ないという御答弁でございましたが、先回の定例会で御質問いたしました防災に関する中で、備蓄食品についての予算化は21年度予算の中にどの程度土俵の上にお乗せになれるのでしょうか、この辺のところを簡単にお伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 2点御質問があったかと思えます。穂積地区のコミュニティセンター建設に向けての予算化、防災関係で備蓄資機材等の予算化についての御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

コミュニティセンターの予算化につきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、最終的な土地の確保、用地の確保の見通しがまだ立っておりませんので、当初予算の段階では、現段階では時期が煮詰まっていかなあというふうに思っておりますが、今後の進捗状況によりましては、早い時期に予算化をし、建築に向けての態勢を固めていきたいというふうに思っております。

それから備蓄につきましては、今年度も非常食、飲料水、食糧等、あるいは携帯の簡易トイレ等の資機材、あるいは食糧費等で510万ほど計上しておりますし、本田のコミュニティセンターの建設ということもありまして、避難所に備えます投光機等、あるいはテント、一部資機材等の予算を280万円ほど計上しておりますが、引き続き新年度におきましても、財政の許す

範囲で食糧あるいは飲料水等災害関連予算を少しでも計上して予算要望していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

これをもちまして21年度の予算編成の質問事項を終わりにして、次に2番目に地球温暖化対策についての質問に移らせていただきます。

今日、地球規模の環境問題や都市生活型公害などの環境問題の解決に向けて、廃棄物の抑制、リサイクル推進による循環型社会の構築のための取り組みをあらゆる分野で推進することが急務となっておりますことは、既に御承知のとおりかと存じます。また、京都議定書に基づきますCO<sub>2</sub>など、温暖化ガスの排出を削減する実行期間が4月から始まり、温暖化ガス削減に本格的に取り組む自治体がふえてまいりました。低炭素社会実現をにらんで、国より先行した抜本的な取り組みも広がりつつあります。脱化石燃料の切り札としまして、住民の太陽光発電導入に直接補助を始める都道府県、あるいは市町も相次いでいるところでございます。家庭と企業双方の排出削減の取り組みを結びつける動きもふえつつあります。また、当地岐阜におきましては、今月12月1日にレジ袋有料化全国大会が県の主催で開催され、レジ袋有料化を進める市民団体や企業、行政機関が集まり、環境意識を高める運動の意義を訴えておりました。ちなみに、富山県では全県下すべての市町村が既にレジ袋有料化導入完了のことという発表がございました。岐阜県内におきましても、ことしに入りましてレジ袋有料化が急速に進み、これまでに38自治体で始まり、先日12月4日には、御存じのとおり笠松町が協定締結を39番目の町として調印されたことは既に御承知済みと存じます。したがって、当瑞穂市においては、平成20年度第1回定例会の質問での答弁も、前向きに取り組みたい。また、20年度第3回定例会で私が質問した折にも、今年度中の実行をしたいと。そこで、今年度もそろそろ終盤でございますが、いつになったら始められるのか、あとの件も含めまして御一緒に御答弁を願いたいと思います。

もちろんレジ袋有料化自体が目的ではなく、ライフスタイルの見直しをするきっかけになることを主眼としていることは言うまでもありませんが、レジ袋レジ袋と非常にやかましい限りでございますが、いろいろ賛否両論もありまして、なかなか腰が上がらない部分もあるやもわかりません。しかし、一方では、法律により自治体の事業に関し温室効果ガス削減の計画を策定することが規定されておりまして、当市におきましても今年度一部予算化されておることは御承知のとおりだと思います。また、第1次総合計画の中でも、瑞穂市の地球温暖化対策実行計画を策定することになっておりますが、温暖化対策については全国的な動き、あるいは全国的に前向きに取り組まれる事柄になっておりますのに、なぜ瑞穂市はこんなにおくれているの



か、その理由は疑問でございます。市長は、あらゆる機会をとらえられまして、すべて他市町並みにという御発言がいろいろなところで出てまいります。この地球温暖化問題が果たして他市町並みのレベルで検討されているのかどうか、非常に疑問でございます。レジ袋有料化とあわせて、先ほど申しました温室効果ガス削減計画の策定がいつになるのか、今までのように今年度中とかいう漠然としたお答えではなく、1月の下旬、2月の初旬、3月中旬とかいう具体的な時期の御答弁をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 今御質問いただきました温室効果ガス削減計画につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、現在、策定中でございます。具体的には、瑞穂市の事業及び事務から出る温室効果ガスの把握、2点目が温室効果ガスの削減目標、3点目が温室効果ガスの削減に向けての取り組み、4点目が年度ごとの点検・評価・見直し、5点目が公表というふうな手順でやっていきます。以上の項目につきまして、現在調査中でございます。目標と実施項目を策定して公表する業務ということでございます。現在は岐阜県公衆衛生検査センターと委託契約いたしまして、今月中に調査完了でございます。今後は1月中に計画書が当センターから提出されます。2月に庁舎の各部局で調整して、新年度から実施をいたしますということでございます。

次に問題のレジ袋でございますが、県下であと計画のないところは三つの自治体でございます。その三つのうちに当瑞穂市が入っておるわけでございますが、有料化につきまして、先月の28日に瑞穂市レジ袋有料化協議会というものを開催いたしました。自治会長等の住民代表の方4人、商工会長、同事務局長、事業所から市内の大手スーパーなど7社の参加を得まして、いろいろ御意見を伺いまして、おおむね賛同というふうなことになってまいりました。今後につきましては、お見えになった大手スーパーの方が店長クラスでございましたので、本部、要は社長の経営者の意見を聞かなければいけない、決裁を受けなければいけないということで、その決裁と、どのぐらい準備がかかるのか、それから協定書の様式について、今、意向調査を行っております。今月25日に各事業所から回答が寄せられる予定でございます。事業所によっては2ヵ月、3ヵ月というふうな準備期間が必要、また今回答をいただいておりますところでは、市の方で何とか、のぼりとか、そういうものをつくってくれないかというふうな要望がございます。この結果を踏まえて実施時期等を考えていきたい。各業界の都合もございますので、全部そろって何月からというようなことを申し上げることはちょっと不可能かと思っておりますけれども、おおむね賛同の意向を受けておりますので、レジ袋有料化に向けて、今後は具体的な日程の詰めなどを行っていききたい、かように思っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 御答弁ありがとうございました。

それによりますと、やはりレジ袋につきましては事業者の御都合等々、本社機能も備えておられる方々の内部的な稟議の問題かと思われませんが、それは当然当初より想定された問題でございまして、もっと早く手をつけておられれば今ごろは既にスタートしてしまっているのではないかなと、こんな感覚を持ち合わせるところでございます。時間の都合もございまして、この件につきましてはこの辺にいたしまして、次に同じ環境問題で、穂積中学校の校舎建てかえに関する項目で質問をいたします。

平成15年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立いたしました。翌年平成16年に法律が完全施行されております。科目的には社会科とか理科とか、技術家庭科、保健体育等々の各教科や、総合的な学習の時間にそれぞれ環境教育がなされていると思われまして。中でも学校施設を環境に配慮した施設に改修したり、太陽光発電、燃料電池等を導入し、これら施設を活用し、環境教育を進めることが求められております。そのような意味合いからも、今回の校舎建設、建てかえに当たりまして、昨日の会派代表質問の御答弁にもございましたように、環境に配慮した建物をつくるということを御答弁いただいておりますが、さらに環境教育にうまく活用できるのであれば、これは一石二鳥というふうな考え方も出るわけでございます。どのような環境に配慮した建物になるのか、わかる範囲内で御答弁をいただければ幸いです。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 穂積中学校北舎の建てかえについて、環境対策として現在検討いたしておりますのは、自然エネルギーを利用した太陽光発電の導入を計画いたしております。また、消費電力の削減、そして寿命が長い、目に優しいという特徴を持つLED蛍光灯、これの部分的一部導入も検討いたしております。また、地球温暖化対策とは若干かけ離れるかもしれませんが、校内の舗装については透水性の舗装を計画し、また便所で使用する水等については地下水を利用していきたいと考えております。

環境教育ということですが、今、環境問題については地球規模で考えていかなければならない問題だと思っております。そうした意味で、将来を背負う児童・生徒が子供のころから、小さいころから環境に対する意識を持つということは大きな意味がある大事なことであるというふうに考えております。今回計画しております太陽光発電、これが一つの教材として学習の一環に取り入れて、環境に対する意識の高揚を図っていきたいと考えております。

また、そのほかにも、自分たちでできることを研究・調査し、そして実践し、環境問題に対して正面から取り組んで環境教育というものを行っていきたい、指導していきたいと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

穂積中学校は、ただいまの御答弁によれば、完璧に環境対策が整う校舎として、あるいはまた環境教育に役立つ校舎として大いに御活用願えるものと確信するところでございます。

次に、3番目の市内の荒れ地（空閑地）対策につきまして質問をさせていただきます。

瑞穂市におきましては、安全で快適なまちづくり、あるいは心豊かな住みよいまちづくり、だれもが生き生きと暮らせるまちづくり等々、総合計画の中でうたわれておりますことは既に御承知のとおりかと存じます。それらにつきまして、それなりにそれぞれの部署で順次その目的に向けた施策が講じられていることと存じますが、一方においては、市内のあちこちの空地で雑草が生い茂り、シンナーを吸う格好の場所になったり、あるいは空き缶が捨てられたり、あるいは小動物が生息するまでに至っているところ等々含めまして、秋になりますと、あるいは冬になりますと枯れ草によって火災の発生の要因にもなるところが間々見受けられるわけでございます。そのような環境の状況に置かれますと、その周辺に住む住民は大変不安になりまして、いろいろな火災の心配とか、あるいは防犯上の心配とかをされるわけでございまして、それら不安を訴えておる市民が非常に多くございます。あえて申し上げさせていただくならば、特にこの当市役所の本庁舎から二、三百メートル南西の場所におきまして、雑草の生え方が異常な状態で、草の高さも大変な状態であり、過去、地主に対して自治会の代表者が電話をしたり、あるいはいろいろな形で折衝を重ねてまいりましたがちが明かず、自治会長がかわるごとに何度も行政側に何とかしてほしいと要望してきた経緯があるようでございますが、いまだ解決に至っていない現状でございます。先般も、消防方面のところから何とかならないかということで消防署長さんともその辺のお知恵を拝借したところでございますが、担当部としましても、消防署との連携のもとに、その対策の話し合いをいただいているものと思っておりますが、その後の進捗状況はどのようになっているのか御答弁を願います。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんの市内の荒れ地の関係について答弁をさせていただきます。耕作放棄地、農地の場合、産業経済課がその事務を行っておりますので、それに関する事で答弁をさせていただきます。

耕作放棄により、近隣住民の方から苦情が寄せられたり、瑞穂市農業委員の方々の農地パトロールによって集められた情報をもとに、農地の適正管理依頼の文書を送付し、催告を行っております。場合によっては消防署からも、枯れ草の火災予防の観点から早期の雑草処理をお願いしたこともあります。

農地に係る住民からの苦情の件数は、平成19年度で27件、20年度につきましては現在までに32件でございます。また、農業委員が農地パトロールで確認し指導した農地につきましては、

平成19年度59件、20年度につきましては109件でございます。その後、現地を確認し、未対応の場合には期間を置いて再度の通知を行っております。この通知によって大多数の方は対応していただいておりますが、一部については実行されておらず、その対応に苦慮しているところでございます。

瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例では、第6条で占有者等の環境づくりへの努力義務が規定されており、第8条で市長の管理不十分な土地に対し通知し措置を求めるように定めております。いずれにしましても、相手方の行為を期待した指導であり、相手方が実行に移さなければ解決しません。占有者が条例に基づく市長の命令に従わないときには罰則を科することも考えられますが、罰則を科したところで雑草がそのままであれば目的を達成したことにはなりません。最終的には占有者が行わない雑草の除去などを市がかわって行うことが効果的ではありますが、その執行につきましては十分検討しなければならないと思っております。最終的に実行後、その費用徴収まで検討することになろうかと思っております。

全国的に遊休農地、耕作放棄地の問題が取り上げられておりますが、他市町の動向、あるいは情報等を参考にし、また市の顧問弁護士とも相談しながら、問題解決に努力していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 御答弁ありがとうございました。

それによりますと、ほとんどの方は市の要請におこたえいただくという現状になっておりまして、一部の方が何ともかんともならない、こういう現状で、先ほど私が申し上げたその部分は、多分、何ともかんともならない占有者の事例ではないかと感ずるところでございます。しかしながら、先ほど部長からもお話がございましたように、合併時に瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例ができ上がっております。もちろん旧穂積町、旧巢南町におきましてもこれに類する条例があったわけでございますが、それをいろいろな点から、合併したと申しますが、あわせ持ちまして新たにつくられた条例とのことでございますが、先ほどの第6条並びに第8条を見てみますと、非常に緩やかな条例になっております。このような方に対してはもっと強力な強制的な条例を改定することができないのかどうか、その辺のところも含めまして、もう一度御答弁を願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 先ほど言いましたように、強制力の関係でございますが、罰則規定、あるいは強制執行等の絡みの御質問かと思いますが、幾ら罰則を規定しましても、やっぱり占有者が実行されないと効果がございませんので、その辺、罰則強化、あるいは占有者から作業を委託された場合の、いわゆる市がやった場合の費用の負担の関係等も旧巢南町の条例

ではありましたが、いずれにいたしましても占有者がきちっとやっていただくのが大先決でございますので、その辺については、何回も何回も言っても全然応じてもらえない地主にはなかなか私の方も苦慮しておるのが現状でございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） お気持ちは当然わかるわけでございますが、やはり物の道理といたしまして、解決という結果を出さなければ、幾ら一生懸命やっているというプロセスを御紹介いただきましても、結果ですね。結果を出すにはどうしたらいいか。条例で云々してもらちが明かないのであれば、やはりこれは人対人のコミュニケーション、あるいは、大変難しい人であればあるほど、何回も何回も面接し、接触し、あるいは時には人を介して解決に向けていくという、そういうありとあらゆる、これ以上の手段はないというところまで御熱心におやりになってきたかどうかは、大変私としては、失礼ながら疑問を抱かざるを得ないわけでございます。あるいはまた、そういう折衝記録がじゃああるのか。そういう記録にすべてが記録されまして、例えば人事異動で次に担当者がかわったとしても、過去の経緯を読み取ることができるのかどうか、そういう点まで含めまして、一つの事柄に対して果敢にきちんと対処いただくことを切に切望するところでございます。

続きまして、似通った案件でございますが、そのただいま申しました隣接民有地に自動車が四、五台、これも放置されております。これも決して最近の話ではなく、長い間にわたりまして放置されております。これも同町内の皆さんから大変いろいろな形で御提案、御不満がございます。また、ここは中学生の通学道路でございます、その隣接続き地になっておりまして、一時は浮浪者が車の中に寝起きしておりました。何か事故が起きてからでは遅うございます。環境面、防犯面からも、これらの対応の進捗状況につきましてもいま一度御答弁を願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 堤防道路隣接地の放置自動車の折衝状況でございますが、本件につきましては個人の共有の所有地になっておりまして、以前より放置車両の処理について相談を受けております。まず一番当初につきましては平成11年9月1日に相談を受けた記録が残っておりますが、警察等にも相談をされ、一時的には処理をなされたようですが、また放置車両が発生している状況でございます。市といたしましては、個人所有地でございますので、瑞穂市放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例に基づく処理は行うことができませんので、よろしく申し上げます。

なお、平成11年9月ごろの市民からの要望ということで、当時等も、民地であるので、いわ

ゆるその車両が財産と、いろんなことに判断されまして、警察もなかなか手が届かないということの回答もいただいております。また、地主さんが一時期、非常に努力されて台数は減った経緯がございますが、近年またふえた経緯もございますので、その辺も、民地にあって行政が手を出せないということがございますので、またいろんな方法、いわゆる警察等とも相談しながら解決に向けて努力していきたいというふうに考えております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。ぜひ早期に解決をいただくことを切に希望いたします。この項目の質問は終わります。

次に、小学校、中学校の不登校、あるいは暴力、いじめについての質問に移らせていただきます。

ごく最近の出来事といたしまして、市内の中学校での暴力事件、あるいは家出事件等々が起きてきて、保護者はもちろん、市民にもいささかの不安と心配を与えたことはまことに残念な限りでございますが、皆様方の御尽力によりましてそれなりに解決され、おさまりましたことに安堵しているところでございます。

さて、昨日も質問の中に出ましたが、11月20日発表の文科省のデータによりますと、小・中学校で2007年度に5万3,000件の暴力行為があったと発表されております。前年比18%増、過去最多となっているようでございます。それによれば、小学校で前年度比37%増の5,200件、中学校も20%増の3万6,800件と、暴力行為そのものは年々低年齢化が一段と進んでいることが如実にわかるわけでございます。一方、県内におきましては、2007年度におきまして、学校内外における暴力は1,320件、公立学校では前年度より約300件増の1,275件、うち生徒間の暴力行為は503件だったと県の教育委員会から明らかにされております。これらは、生徒が自分の感情をコントロールできない、すなわち言葉より先に手が出る。今回のデータからはそんな傾向がますます強まっていることを示しているように感じます。別な言い方をすれば、対人関係能力が身につけていない子供たちが増加しているということございまして、社会にとりまして本当に危機的な状況であると言わざるを得ません。

一方、いじめについては、同じく文科省の調査によれば、2007年度に10万1,000件で依然として10万件を超す高水準になっております。小学校は4万8,896件、中学校は4万3,505件、また岐阜県では8,293件、生徒1,000人当たり33.4件となり、全国のトップという不名誉な数字でございますことは、昨日の庄田議員の御質問の中からも出てまいりました。いじめは対人関係など傷ついた自我を手っ取り早く回復させる手だての一つでもあり、対人関係能力が低下すればするほどいじめは蔓延すると言われております。それらいじめが、必ず不登校の理由になると言っても過言ではありません。不登校等の子供が成人になったとき、本人自体がどのような

状況下に置かれるかと思うとき、本人自体にとっても、また社会的な問題としても、望ましい姿になっているとは考えがたいのでございます。そのような状況の中、瑞穂市内の小・中学校における暴力、不登校、いじめの実態と対応策について、教育長に説明を求めます。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 瑞穂市のいじめ、不登校、暴力等の問題行動の実態、そしてその対応について報告をします。幾つかの領域になりますので、一つ一つ述べさせていただきます。

まず不登校という問題ですけれども、文部科学省による定義は、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いた者」となっております。そのきっかけや要因として、議員指摘のとおり、友達関係をめぐる問題や部活動、進級時の不適応など学校生活に起因するもの、また家庭の生活環境の急激な変化、家庭内の不和などの家庭生活に起因するもの、病気等による欠席からなど本人の問題に起因するものと言われております。

瑞穂市の実態でございますが、19年度末集計で報告いたします不登校の出現は、小学校で15名、中学校で54名と中学校で大変多くなっております。県平均と比較しますと、小学校では222人に1人、中学校では35人に1人の割合と言われております。19年度の小学校の児童数は3,153名でございましたので県の平均は14.2人、中学校の生徒数1,467名では42人が平均ですので、若干、瑞穂市の不登校の出現は高くなっております。

対応といたしまして、各学校における教育相談体制として、スクールカウンセラー 臨  
床心理士の資格を持った者ですが、各中学校、それから牛牧小学校に週1回4時間行っております。また、元教員でありますスクール相談員、これも各中学校区ごとに、また要請に応じて小学校にも行くわけですが、週2回4時間ずつ行っております。出現率の高い中学校には、その他市費で心のサポーター、授業日各6時間、心の教室相談員、同じく市費ですが、年間109日間にわたって4時間行っておるといふ、そういう学校での教育相談体制を整えておることです。

教育委員会といたしましても、学校になかなか戻れない子供のために適応指導教室「アジサイスクール」を設置し、また各中学校区ごとに教育相談員（市嘱託職員）を配置し、学校訪問、教育相談活動を行っておるところです。心の専門家や悩み相談のスタッフを重ねて配置し、適応指導教室事業により、また関係機関との連携により学校復帰を目指す、そういう仕組みを整え、さらに教員一人ひとりのカウンセリングの力量を高める研修の充実を図っておるところです。

続きまして暴力等の問題行動についてですが、暴力行為は、対教師暴力については平成19年度で岐阜地区人口比率5.2%であります。瑞穂市では2.1%と、対教師の暴力については大変

低い数字が出ております。ただ、議員指摘のとおり、生徒間暴力という件につきましては、岐阜地区で人口比8.8%の出現ということですが、瑞穂市では12%と高い数字が出ております。しかし、平成18年度で見ますと、岐阜地区は6.4%の出現でありましたが、瑞穂市では2.1%の数字でした。年度によって変わる数字であります。どちらにせよ、岐阜地区、瑞穂市とも18年度から19年度にかけて増加している大きな問題行動です。この対人関係能力が幼い、未熟であるということに関して、我慢できずに手を出すという事例が大変多いということで議員の指摘のとおりです。

問題行動のうち、器物破損という面から考えますと、平成19年度、岐阜地区では人口比率16.4%でしたが、瑞穂市では4.2%と、発生率は大幅に少なくなっております。

対応につきましては、各学校における一人ひとりの所属感、存在感を味わうことが第一とし、またいろいろな目標を持つこと、それから問題行動に対する早期発見と即時の対応、家庭等との密接な連携を大切にしております。

時間がないので急ぎます。

いじめについては、いじめと認知した件数は、19年度から20年度、岐阜地区では1,977件から1,548件へと減少しております。瑞穂市においても、平成19年度271件から20年度は82件と、大幅に減少しております。これは18年度、いじめについて大きく話題にし問題視をした各学校の取り組み、その後の成果が大きく出ていると思いますが、現在も82件という数字ですので、大きな問題であると認識をしております。瑞穂市においていじめの発見は、アンケート調査を実施し、また各学校職員の発見というか、そういったものが大変大きな力となって、今のいじめの認知の件数が減っているということです。

いろいろもっと細かなこととお話ししたかったんですが、対応としては以上のような形で、まだ不十分だと思いますが、これで答弁とさせていただきます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） いろいろ詳細にわたりましての御報告、ありがとうございました。先ほど来のお話によりますと、やはりいじめ等々につきましては、やはり定義の問題がございまして、県の定義と瑞穂市の定義、あるいは全国レベルの文科省の定義、さまざまな定義によって件数が左右されているということでございますので、件数が多い少ないで一喜一憂することもそう重要視できない部分であると同時に、さりとて、その件数を軽んずるわけにはいかないと、こういうように感ずるところでございます。

暴力、不登校、いじめの原因は、本人、あるいは家族、学校のいずれかに、あるいはまた複合した原因が考えられておるところでございまして、何事もその現象が起こってからでは対策は遅いわけでございまして、予防対策、いわゆる事前対策というものにつきましても教育長の



御方針をお聞きしたかったわけですが、時間の配分もございましたので、これはまた次の機会にさせていただくことにいたしまして、最後になりましたが、これら問題は大変広義にわたるものでございまして、短時間に与えられた時間内で語り尽くせる問題ではないと感ずるところでございます。特にいじめにつきましては、いじめられる側もいじめる側もともに将来の日本を担う子供であるだけに、見逃すことができない深刻な問題であると受けとめざるを得ません。子供たちを育てる側の親のモラルや家庭での教育力をPTAの皆様方にも御協力いただくという前提の中で、瑞穂市小・中学校教育の方針の中にありますとおり、一人ひとりに生きる力をはぐくむ指導方針のもと、思慮深さの育成面に力を注いでいただき、互いの人格を尊重し、互いに高め合う、いじめのない集団の育成に今まで以上に格段の御尽力をされることを期待いたしまして、私の質問は終了いたします。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で広瀬武雄君の質問は終了いたしました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。午後は1時30分から再開をいたします。傍聴者の方も1時30分から再開いたしますので、ぜひ傍聴いただきたいと思います。大変御苦労さんでした。

休憩 午後0時20分

再開 午後1時32分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

16番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

16番（堀 武君） 議席番号16番 堀武。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、精神障害者の自立のための当局の支援及び取り組みについて、市当局の人事及び組織について、市長の諮問機関または審議会について、市財政の長期計画について、以上4項目を一般質問席において質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

精神障害者の自立のための当局の支援及び取り組みについて、その前に、御理解いただくために少し朗読させていただきたいんですけど、議長、よろしくお願いいたします。

これは朝日新聞なんですけれども、この項目を、「職場にカウンセラー、徐々に勤務延長」「精神障害者、積極的に雇用」という文章なんですけれども、これは反対に市の職員の方に置きはめるといい例題だと思うんで、少しお時間をいただきたいと思います。

身体障害や知的障害に限られがちだった障害者の雇用で、少しずつだが精神障害者を雇う企業が出てきている。ちょっとした病気への配慮があれば、働くことができる精神障害者は多い。特例子会社をつくり、精神障害者とともに働く職場を実践している企業の現場を追った。

働きやすさに配慮し支援。

コンピューター関連会社富士ソフトが障害者雇用のために設立した特例子会社「富士ソフト

企画」は、障害がある138人の従業員のうち精神障害者が67人いる。08年2月から東京の秋葉原営業所で働く花園一晃さん(33)は、大学卒業後、営業マンをしながら会社のサッカー部で活躍した。仕事でのノルマに加え、終業後は練習。「こんなにしんどいことなら死んだ方がまし」との絶望感にさいなまれた。うつと診断され、退社を余儀なくされた。復職へのきっかけは、同社が地域の医療機関や福祉団体と実施する精神障害者向け職場復帰プログラム。約3ヵ月間、パソコン技術やストレス対処法などを学ぶ。修了後、同社に入り、郵便物の仕分けや会議室の飲料の管理を担当する。高次脳機能障害、統合失調症、解離性健忘症……。同僚の障害はさまざま。支援で大きな役割を担うのは、カウンセラーだ。「相談すると、気持ちが楽になる」と花園さん。残業が続くときはカウンセラーの意見を聞き、無理しないようにする。カウンセラーの佐織寿雄さんは「精神障害者はまじめで優しい人が多く、思いをため込みがち。話を聞くのが大切な支援だ」。

みずほファイナンシャルグループの特例子会社「ビジネス・チャレンジド」では障害者ら約40人が働く。昨年11月、統合失調症の3人が新たに加わった。最初から長時間勤務は難しいと考え、半年間は週12時間、その後16時間に、いずれは週20時間での勤務を目指す。仕事は、社内研修でのアンケートのパソコン入力など。神尾敬一社長は「専門用語も多いが、着実にこなしてくれている」と評価する。同社は、地域の医療機関、障害者就業・生活支援センターなどと連携し、支援を進めている。必要なときには、会社や就労支援機関のメンバーが、医療機関にも同行し、働き方や服薬のあり方を話し合っている。

関西電力の特例子会社「かんでんエルハート」では、約100人の障害のある社員のうち、4人が統合失調症などの精神障害者だ。中井志郎代表取締役は「障害者に仕事をしてもらわないと会社は続かない。どう戦力化していくかが企業の知恵です」と話す。戦力化への支援の中核が11人の社員ジョブコーチ。障害者支援の専門の研修を終えた人で、園芸や印刷など主な職場の上司が、資格を持つ。必要な人は毎朝、ジョブコーチと10分面談できる。上司への相談は勇気が要るが、毎朝時間をとれば言えることもある。体調や人間関係、心配ごとなど、心身の変化を見逃さないようにするのがねらいだ。

来年度からの支援として、厚労省の文章も載っています。

民間企業での精神障害者の雇用数はことし6月、前年度比2,264人増の5,997人となったが、就職希望者数とはまだ開きがある。厚生労働省は09年度、労働時間や服薬管理など、精神障害者に特有な労務管理のあり方などを検討するモデル事業を実施する。2年間で6人以上の精神障害者を雇った大手企業10社について、1社当たり初年度は2,000万円、次年度は1,500万円を助成すると、このように、障害者に対する御理解をいただくということが精神障害者が社会復帰する大きな要素になると私は思って、議会において機会あるごとに一般質問なりをさせていただいております。

その中で、今、耳なれない言葉ですけど「ジョブコーチ」というのが出てきましたですけど、これは障害がある人が普通の職場で働くことを実現するため、障害のある人と企業の双方を支援する就業支援の考え方や方法をあらわす言葉です。ジョブコーチの考え方や方法は実践を積む中で、時代とともに移りかわっています。現在では、ジョブコーチは単に職場で仕事を教えるだけではなく、評価から定着に至る全プロセスを企業と連携して支援する全体的な方法論を意味するようになってきました。障害のある人と企業との橋渡しである就業全般についての障害のある人と企業双方のサポーターがジョブコーチです。このような資格のあるのが認められてきておるものですから、ぜひ当市においても、先ほど質問事項でありまして、石川部長からちょっと答弁にあったように、ぜひ専門的な方を育成していただきたいと思いながら、質問に移らせていただきます。

最初に、自立支援のための施設「ふれあいホームみずほ」の入所規定に精神障害者が含まれていないとのことでしたが、自立支援の最も必要とする精神障害者を加えてもらいたい。その後、その辺のことはどのようになっているのか。

4月からの使用状況はどうなっているのか。

金・土曜日以外の今後の使用に関して、その考えがあれば聞かせてください。

以上、この3点、関連的に御答弁願えれば幸いです。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） ただいま堀議員の方から3点ほど質問がございましたので、一つずつ答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目の方でございますが、障害者生活訓練場「ふれあいホームみずほ」についてでございます。

現在、瑞穂市障害者生活訓練場条例及び施行規則の規定上、精神障害者の方の訓練対象からは現状的には受け入れていないのが事実でございます。当該施設を設立するに当たりまして、当初、目的としましたのは、主に知的障害者の自立の促進を図り、社会参加を目指すものでございました。したがって、知的障害者の支援内容に合致する事業者である社会福祉法人同胞会「伊自良苑地域生活支援センター」に支援員として委託しているのが現状でございます。いずれにいたしましても、本年4月から施行、開設したばかりでございますので、今後につきましては精神障害者の方の利用意向、需要、それにかかわる精神障害者の支援も合致する委託事業者の選択、現利用者の意向調査などを考慮しなければなりません。これらのことを総合的に分析・判断して対応していくことが今後の課題ではないかと考えているところでございます。

2点目の、4月からの使用状況はどのようかということでございますが、本年の11月末現在におきまして、知的障害者の17人の方の利用登録がございます。延べ、現在のところまで54件の利用があった状況でございます。

続きまして3点目の方でございますが、金曜・土曜以外の今後の使用方法につきましてというところでございました。

現在、瑞穂市障害者生活訓練場 ふれあいホームのことでございますが 条例施行規則第3条第1項の規定どおり、金曜日・土曜日以外の訓練は原則として実施していないところでございます。ただし、同条第2項の例外規定がございまして、現在、市広報で御案内のとおり、社会福祉法人清穂会地域活動支援センター「ザールせいすい」が、65歳未満の身体、知的、精神障害者、その家族を対象として、就労軽作業体験、就労に関する個別指導に当たっているのが状況でございます。今年度9月から実施しまして、毎月第2木曜日に実施しております、今年度につきましては7回の開催を予定されているところでございます。

今後につきましても、先ほどの答弁と同様に、今後の課題であると考えているところでございます。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） 今、部長の答弁にありましたが、ぜひ精神障害者の方の訓練の場とかこれからに関して有効に使うことを御検討していただきたいと思っております。

さて、精神障害者の支援に対する取り組みですが、担当部署の職員の熱意ある取り組みというんですが、応答が少ないという苦情は多分にあるんですけども、他の市町村に比べての講習会なり、理解するための勉強なり、その辺のことをどのような形でやっていただいているのか、専門官はいるのか、ちょっとその辺のことで御答弁いただければと思います。よろしく願います。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 事務担当等の研修につきましては、保健師さんと合同で今年度11月現在で10回ほど出席をさせていただきまして、毎月1回以上の割合で積極的に研修等には参加させていただいている状況でございます。また、ケース検討会議を初めとしまして、岐阜県圏域精神障害者地域移行促進会議とか、岐阜県の保護観察所、岐阜保健所本巣・山県センター等々の関係機関との連絡をとりながら、精神障害者に対しての支援・指導の方を強化しているところが現状でございます。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） ぜひ、専門官というんですか、この病に関しては本当に個々一人ひとりの症状が全部違うもんですから、答弁に全部こたえられるような職員はなかなか難しいと思いますけれども、やはりある程度その辺のことを理解していただけるような職員の育成というんですか、専門官をぜひお願いしたいと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

福祉予算のうち福祉サービス予算が、19年12月の私の一般質問では2億3,000万余であり、精神障害者に対する予算額を示すことができないとのことでしたが、精神障害者のための予算が甚だ少ないように思われます。なぜかといいますと、自立支援法によりまして、総括予算じゃないというようなお話は聞いているんですけども、まだこの精神障害者に対する御理解を、市民の皆さんが理解をしていただけるならば、自立支援によって病院から社会、そして一般の市民の方と生活できるという環境づくりがまだまだ不足しているし、これが一番重要なことだと私は思っておるものですから、その辺のことで少し御答弁いただければと思います。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 精神障害者関連支援の予算につきましてでございますが、障害者の自立支援給付費の内訳としまして、いろいろな部分、身体、知的、精神ということで障害ごとに区分することは、予算の中で分けるということはちょっと不可能な部分がございますが、精神障害者が病院に通われず精神通院医療費の本年9月分1ヵ月分でございますが、公費負担分は岐阜県全体で8,131万3,000円ございました。瑞穂市におきましては、福祉医療費助成制度によります重度医療分、身体、療育、精神ということでの本年の10月分でございます。おります金額につきましては1,496万3,000円で、うち精神分としましては161件で216万4,000円でございます。それに対しまして母子医療分は969件ございまして、232万5,000円ということで、医療費としましては年間2億の予算が今現在としては予定されているところでございます。これらを比較しましても、議員御指摘の精神障害者のための予算が少ないということはちょっと認識していないといえますか、金額としては結構金額を支出させていただいていると、うちの方は感じておるところでございます。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） なかなか難しい予算配分だとは思いますが、それとは別に、特に私はずうっとこの問題に取り組んできておりまして、市民の皆さんに、この障害者に対する認識というんですか、精神障害者に特に偏見なく、今、薬事治療及び精神的なカウンセラー等によって社会復帰が可能になったということを理解していただいて、それから犯罪に関しても、決して精神障害者の犯罪が多いというわけでもないですし、ただ今言われたようにすぐ精神鑑定というような刑事事件なんかでは言われるものですから、すぐそれが精神障害者の犯罪というように結びつけやすいような感じはしますけれど、決してそれとは関係ないものですから、よく御理解いただけるようにこれからも啓蒙をしていただきたいと思います。と思っております。

続きましては、市当局の人事及び組織について、これも前回一般質問させてもらった関連的なものですが、この二、三年で部長職全員が定年を迎えられることのようにですが、それに伴う人事、組織づくりは万全であるか。

そして、私は市職員、特に幹部に公僕としての自覚を持ち誇りを持って職務に努め、そして後輩の指導に当たってほしいと思っております。なぜかといえば、まだ職員の中には朝のあいさつ、市庁舎の中でなく敷地に入れば市職員としての自覚を持ち、あいさつ、行動そのものに規律をもってやっていただきたい、そういうことも含めて、特に廊下なんかで2人立ち話というか歩きながらしているとか、市民に対して頭を下げるぐらいの、要するにそういう精神というのが少し欠けているような気がするものですから、その辺、2点を含めて行政当局の、これから特に不況になり、いろいろな問題が出て悩みなんかで市庁舎を訪れる市民の方も多いと思います。その辺のことで少し規律なり、その辺の考えというんですか、組織的なことをちょっとお話し願えれば幸いです。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、堀議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

議員御指摘のとおり、この二、三年でこの議場におります現部長職の大半は退職となるわけでございます。その後継者づくりについては、市役所は組織体でございますので、組織全体で機能の低下がないよう、平成19年に5ヵ年計画でございますが瑞穂市人材育成計画を策定しまして、研修制度を活用したり、それからOJT、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングとありますが、日常の事務をこなしながらマン・ツー・マンでの指導を行って後継づくりを行っているところでございますが、逆に、人がかわれば発想が変わるということもございまして、管理職の交代がプラスにつながっていくように、組織の中で適材適所の人材配置も考えながら、御指摘の課題を解決していく所存でございますので、今後とも御指導、御理解をお願いしたいと思います。

2点目の、職員の公僕としての自覚を持った後、先ほどのあいさつの欠如したというような御指摘もあったわけでございますが、まさしく議員御指摘のとおりでございます。そもそも地方公務員として奉職をしている限り、職員は地方公務員法の適用を受けておるわけでございます。この地方公務員法の第30条にはサービスの根本基準としまして、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないという規定がされておまして、またサービスの宣誓ということで、31条に規定がございまして、そして32条では、法令及び上司の職務上の命令に従う義務が規定されております。なおかつ、33条は信用失墜行為の禁止、それから34条では秘密を守る義務、35条では職務に専念する義務等々の規定が定められてございまして、そういったものを、職員、いやしくも辞令をいただいて奉職した限りはこういった理念は常々持ち合わせながらやっておるものということで解釈しておるわけでございますが、いかんせん、人間でございますので、今御指摘のあったようなこともあるとは思いますが。市長も常々、あいさつが基本であると。公務は最

大のサービス業である。まずその第一歩はあいさつだということで、口を酸っぱくして言っておみえで、私ら部長職もそういったことを職員に励行しておるわけですが、まだ御指摘のようなことがあるということであれば、さらに一層、徹底をさせてまいりたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） 企画部長の御答弁をいただき、また市長の前向きな市職員に対する今後の御指導を、ぜひよろしくお願いします。特に、受け付け事務ではないですけれども、私らもたまに行きましてカウンターの前にぱっと立ったときですけれども、それですぐ声をかけられればいいですけれども、何か職員の間には立ってこうしていても、「すみません、お願いします」、そういう言葉がなければなかなか来ない。後ろの方で役職の人やなんかと話している。そのような状況を見受けるのは私一人ではないと思います。やはり市民の方がカウンターの前に立てば、だれか、そんなに全部が忙しいわけじゃないですから、やはりその辺の気配りをお互いにしながら市民に対処していただく、不愉快な思いをさせんということが非常に肝心なことだと私は思うもんですから、今度、職員報酬ですか、等級も7等級となり特に幹部職員の自覚も変わってくると思うもんですから、特にその辺はくれぐれもよろしくお願いします。

さて、次に、市長の諮問機関または審議会について、現在、市長の諮問機関、または審議会はどれほどありますか。そして、今後、そのほかに設立の予定はあるのか、ちょっと御答弁願います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 審議会は幾つという御質問でございますが、今議会において四つの審議회를盛り込む条例改正をお願いしておりますが、それを含めまして42の審議会となります。なお、42と申しましても、今回の4件と、それから9月にお願いした男女共同参画推進審議会、それからまちづくり基本条例推進委員会、農産物販売所審議会、地域公共交通会議、食育推進会議などが今年度設置したものでございます。それ以外のものについては、従前からあったもの、要綱あるいは条例で規定していたものがありまして、今回はその要綱で規定していたものを網羅して条例化したということでございますので、これはすべてが新たに設置したわけではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

今後の設立の予定はということでございますが、今回、4件の審議会が1月以降、または来年度の事業をにらんで設置するものでございます。現在、予算編成中ですが、新規事業等で新たに審議会の設置が必要な事業が出てくる可能性もありますが、審議会の設置については、いわゆる条例改正と予算が伴ってまいります。必要があれば、その都度、議会にお諮りをしながら設置してまいりたいと思いますので、今時点ではその先のことについては予見しがたいとこ

ろでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） 今、企画部長が議会とよく話をしながらということなものですから、私は市長の諮問機関、審議会に対して反対をすべてしているという立場ではないんですけれども、当局が答申ばかりに頼るのであれば、その市当局の責任の所在がはっきりしなくなり、議会とのあつれきを生み、議会制民主主義の根幹を揺るがせかねないものと思われませんが、そのような形での審議会をつくってほしいと思っているものですから、よくその辺のことで議会との調整をとっていただきたいと思います。よろしくお願いします。答弁は結構です。

そして私は、市民参加、協働のまちづくりの理念は、行政がすべてするのではなく、市民自立型の社会を築くことではないでしょうか。そのためにも、まず行政はその知識と財政支援をし、その基盤づくりを市民とともにやり、自立の支援を行うことが必要ではないでしょうか、それが僕は市民参加型の社会をつくる一番重要なことと思っておりますが、その辺での御見解をよろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 審議会のあり方でございますが、審議会はあくまで自治法上は附属機関という位置づけになっておりまして、いわゆる執行機関、市長なり教育委員会とかそういった執行機関があるわけでございますが、その執行機関が意見を伺うということで、最終的な判断は執行機関側にあるわけございまして、あくまで審議会というのは調査なり御意見を賜る場所ということでございますから、最終的な判断、いわゆる方向性とか、そういうものはあくまで執行機関がターゲットを持って臨むべきだという考えであるわけでございますが、それで、その審議会とかそういった附属機関の位置づけがどういうふうにとらえておるかということでございますが、要は市民参加の協働のまちづくりを推進する上において、行政、それから議会だけではなく、一般の市民の声をお聞きしながら、それを行政に反映していくと、そういったスタイルと、もう一つは、やはり市民レベルで参加をしているんだと、このまち自分たちでつくっていくんだという意識を醸成する目的があるわけでございます。そういった観点から、この審議会というのを設けることを自治法も想定しておるわけでございますので、そうした機能を最大限に活用しながら、市民参加の協働のまちづくりを運営したいという市の思いでございますので、今後ともそうしたスタンスは持ちながら続けたいと思います。ただ、その審議会に対しての補助とか、そういうことでは考えておりませんというか、あくまで意見をお聞きする、むしろそういった過程を通じて市民がボランティアでもってまちづくりに参加していただけるような雰囲気をつくっていきたいという思いでございまして、このように行財政厳しい中になってまいりますと、市民のそういう無償の崇高な精神でもって、まちづくりに参加し



ていただくというのが非常に求められてくると思っておりますので、そういった方向に向けて、この自治法で定められた附属機関という組織を機能させながら、まちづくりを推進したいという思いでありますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） 企画部長の御答弁をいただきまして、その趣旨は非常によくわかりました。これから財政が特に厳しくなるものですから、市民の皆さん、行政の一部の、私が言うようにNPO法人を立ち上げたりいろいろの助言とか、そういう形で、市がやるのではなく、市民の皆さんがやる、そういう一助をしていただけるような形をぜひとっていただけたらと思っております。

最後のこれは、もう、各議員さんが質問し、特に私がここで取り上げても同じような形になると思うものですから、総括的に質問を言いますが、それで不足事項とか、こういうことを言いたいということだけお伝え願えれば結構なものですから。

市財政の長期計画について、市の財政を長期的な視野で考えますと、決して楽観できるものではありません。今こそ市長は勇気を持って長期的な総合計画を立て、マニフェストにすべてとられることなく、市民のための施策を断行していただきたい。

私はマニフェストに関してなぜこういうことを言うかといいますと、マニフェスト、何でもやらの、そのとおりにやらんのかというのは、反対に言うと賛成の意味のマニフェストと、マニフェストを市長がやらんでおかしいやないかという言い方をするマニフェストのとらえ方と二通りあると思うものですから、私は、だからあえてマニフェストにそんなにとられることなく自由に伸び伸びと行政はやっていただきたいと、そういう意味で取り上げて、最後の質問にさせていただきます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） マニフェストの関係でございますが、前にもお話をさせていただきましたように、マニフェストを事務方でもって検証しましたところ、市の総合計画と逸脱したものでない、むしろ市の総合計画に羅列されていることを選択されて掲げられた24項目ということでございましたので、それを位置づけしまして、マニフェスト実行プログラムというようなものを事務方でつくり上げまして、行政運営で実施しておるわけでございますが、その進捗ぐあいについては四半期ごとで御報告申し上げておまして、それを見ていただいてもわかりますように、具体的なとつびな例えば施設をつくるとかパフォーマンス的な事業が盛り込んであるわけでございません。総合計画に裏づけされた事業の羅列になっておりますので、それについては御理解を得ているところでございます。そういったことで、マニフェストにとられるということだけでなく、マニフェストが実施計画に位置づけされている関係上、実施計画に基

づいて行財政運営するのが私たちの建前でございますので、肅々とその例に沿って日々の行財政運営をしておるということでございますので、マニフェストにこだわっているというふうではございませんので、御理解を賜りたいと思います。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） ありがとうございます。特に一番最終的な財政的な問題と、これからの市政に関して、市民のためにぜひいい財政運営、行政をやっていただきたいと切に願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（小川勝範君） 以上で堀武君の質問は終了いたしました。

次に、4番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、3点について執行部に御質問を申し上げたいと思います。1点目は新年度予算について、2点目は側溝・水路清掃について、3点目は禁煙対策についてでございます。

以下、質問席に移らせていただきたいと思いますけれども、何せ3日3晩、熱と闘っておりまして、ちょっとエネルギーがなくなっておりますので、質問も1時間かからずに終わるかもわかりませんが、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

まず、1点目の新年度予算についてでありますけれども、堀市長は所信表明の中で「世界的経済不況ということをお察しますと来年度はかなりの減収を覚悟しなければならない」、こういう認識を示されたわけですが、きょうの一般質問の内容を聞いておりますと、具体的には21年度は2億円の減収になるというふうなことも報告されておりますので、この点については結構です。もう省略します。

次に、このようにも述べられております。「現在、平成21年度の予算編成を行っております。できる限り無駄を省き、建物、橋梁など補強できるものは補強し、延命措置をとると同時に、必要な都市基盤整備など、将来のまちづくりに必要な経費は積極的に投入するなど、メリ張りのある予算編成を進めていきたい」、まことに含蓄のある言葉であると思いますけれども、問題は具体的な内容でございます。そこで、今の段階で市長が考えられておられるところの具体的な策について、ひとつお聞きをしておきたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。市長は後ほど答弁します。

企画部長（奥田尚道君） 今の御質問でございますが、既に各議員さん方に御質問をいただきまして、るるお答えしているところでございますが、基本的には、要は使えるものは補強しながら、具体的に施設を上げれば、例えば幼稚園なんかですね。耐震補強ができれば、それで当分の間、賄うということも当然視野に入れながら、それが、一般的に言われるのは3分の1

程度の補修費で賄えるんであったら補修がベストであるが、それを超えるような補修費がかかるんだったらその建物の建てられた年数等考慮して新しく建てかえた方がいいよということが一般的には言われているわけですが、そういった視点でもって物事を見ていきたいということを言葉にしますとああいった形になるわけですが、全く新しく作り直すのが最初にありきじゃなくて、使えるものは使いながら、道路も、一般的に言われますように補修をしていけば100年使えるというようなお話もございます。そういったことで、早目早目の手当てをしながら補修をすることによって、結果的には資本の部分が長く使えるということでもございまして、そういった視点が必要になってくるということで、今、これは瑞穂市だけじゃなくて、日本全国の自治体が求められるところでございまして、道路・橋梁等、バブルのころにどんどんつくられたのが今見直しの時期に来ているということは、行政マンとしては認識をしておるべきところでございまして、そういったことも端的な言葉であらわすと、冒頭で市長が所信表明で述べた内容の言葉になっているのではないかと考えております。

それから、2億のお話がございましたが、あれは税金のみでございますので、とりあえず税金で2億の減収が見込まれるということで、財政そのものでまだ全容は把握しておりませんので、もう少しいかなという思いもあります。それは交付税の方が、ただ交付税がけさほどの新聞でも掲載されていましてということで、1兆円が追加で振る舞われるような報道がされておりますので、そういったのが瑞穂市にどのように入ってくるか、そこら辺を見きわめないと、交付税が減額になるのかどうかわかりかねる部分がございます。従前の総務省の指針からいきますと、うちですと減額になることは間違いのないところでございますが、その1兆円がどのように反映されてくるか、そこら辺を見きわめながら、歳入についても再積算をする必要があるというふうには思っておるところでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） この議会の開会に当たりまして、所信の中におきまして「めり張りのある」という言葉を使いました。さすがに西岡議員、早速その言葉を引用されて御質問されておるわけですが、それじゃあめり張りはどのようにあるかというところでございます。税金の冷え込みは、御案内のとおり、何回も御答弁を企画部長やら市民部長の方からお答えをさせていただいておるところでございまして、大体2億円ぐらいの減ではないかと、こういうところでございます。過般、本巢におきましては5億円ぐらいの減だと。これも、よそのことも気になりますので、実は聞いてみましたら、本巢の場合は根尾に揚水式の発電所の施設が減価償却で大きく3億円ぐらい減ると。ですから大体2億円の減収だと。となりますと、うちの方と変わらないかなと思っておるところでございます。

そんな中におきまして、きのう、新生クラブの広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきました。今、今回の皆さんの一般質問を聞きましても、本当に要望事項も多いわけございま

す。そして、すぐに取り組まなくてはいけない課題も多いわけでございます。幼児の関係、こういった子育て支援の関係におきまして、保育園整備等々も本当に急を要しておりますが、3、4、5の対応もしていかななくてはなりません。さらに幼稚園のことにおきましても、このまま続けてほしいということでございますから、当面続けさせていただくということでお答えをさせていただいて、その中におきまして、今、企画部長も申し上げました、この施設の耐震等で対応させていただいているところでございますが、今の保育園の関係等々におきましてはそれでは対応できません。3、4、5の対応をしようとしたら、順次、即実行していかななくてはならないわけでございます。そういった税収が冷え込む中でありますが、やらざるを得ない事業は推進をしてみたいと思っております。こういう時代こそ、官が中心になって経済を活性化させる意味におきまして、必要な事業は推進するという強い意思を持って21年度予算に臨んでまいりたいと、このように思っておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 当面やらざるを得ない事業、さらには必要な事業はかたい決意をもってやるという答弁を今されました。めり張りを考えるということは非常に大事なことであります。一方では、確かに住民生活というのは、揺りかごから墓場まで、これが現実でございます。ですから、あれもこれもというふうには、市民の要求を考えるとならざるを得ない側面もあるんですけれども、やはりこの少子・高齢化社会における不況感、これが今の現状認識だろうというふうに思うんですね。そういう時期に大事なものは、やはり戦略的な施策をどこに置くか、このことではないかと思うんですね。めり張りの中身にもかかわる問題かもしれません。ですから、いわゆる総花的な問題ではなくて、今私が申し上げた戦略的な施策をどこに置くか、こういう観点から、市長はとりわけどのように、先ほど申された強い決意でやらなきゃいけないというふうにお考えなのか、そこだけちょっと確認をしておきたいと思えます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 戦略的な政策というところでございます。少子・高齢化社会に向けてですね。このことにおきましても、私、はっきり申し上げますけれども、すぐとマニフェストのことを出すとおっしゃるかもわかりませんが、私はあくまでも、私が市長にさせていただきましたら少なくともこういったことをするというでマニフェストにきちっとうたいまして、それを4年間の間にできる限りさせていただきたい。これは長期にはなりませんけれども、中期的な視点に立ってやらせていただいています。このことにおきましては、私は無駄なことはやめ、やらなくてはいけないことはやる。それを総合計画にリンクさせまして、しっかりと取り組んでいく、またさらに皆さんから御要望が出ております、そういったことも踏まえて、し

っかり取り組んでやっていくことが私の戦略的な政策と、このように私は思っております。どうぞ御理解をいただきますようお願いをして、答弁とさせていただきます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 基本的にはマニフェストの中にもございますけれども、今後の戦略的な課題として、大きな一つはやはり子育て支援だろうと思うんですね。それと、やはり高齢者の健康、命をどう守るか、このことに大きな比重を考えていただきたいというふうに思います。特に若い人が、子育て支援が確立されてくると、皆さんもおっしゃっておられますように、このまちにどんどん人が集まってきます。小さな子供たちの声もにぎやかに飛び交います。非常に活性化すると思うんですね。税金もそういう面では伸びると思うんです。名古屋圏のサラリーマン、労働者がこのまちにたくさんまた住むようになってくると思うんですね。ですから、そういう意味では将来展望を踏まえつつ、まさしく少子・高齢化時代に見合った戦略的施策として実行をしていただきたいというふうにお願いをしながら、簡単ですが、この1点目の質問については終わらせていただきたいと思います。

2 点目の質問ですが、側溝・水路清掃についてでございます。

これにつきましては、平成18年の9月議会と平成19年の3月議会に広瀬捨男議員が2回質問をしていただいております。その中では、基本的に執行部の考え方といたしまして、年度初めの自治会会長会議の中におきましても、自治会の方で側溝・水路の掃除をしていただくようお願いをしておりますということで、松野幸信市長につきましてもそれが基本的な考え方でありますというふうに答弁をされておるわけですが、そこでもう一度、では、側溝・水路清掃について県下11市の中で自治体が直接やっているところ、それから自治会や町内会がやっているところ、そういったそれぞれの実態はいろいろ具体的にあるかとは思いますが、それがどうなっているかをまずお聞きしておきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 西岡議員さんの側溝・水路清掃について、県下21市の状況はということでございます。

県内におきまして状況は違いますが、3市以外は自治会の奉仕活動として生活環境の維持管理を行っていただいておりますのが実態でございます。実施していない市であっても、すべて均一的に行うことは不可能ですので、順次実施している状況にあります。

当市の場合、議員御指摘のように、用水路と排水路を兼用した水路が多く存在しておりまして、生活環境が悪化しているのは十分に認識しておりますが、環境の整備につきましては対策を検討する必要があるかと考えております。

また、農業用の関係の水路につきましては、代かき等によりまして土砂の流出によって堆積

が大きな要因になっているとも思われます。農業者に対しまして、代かきの方法なども周知していく必要があるかと思っております。

また、側溝清掃についても、生活雑排水が流入していることなどから、地域の自治会等に清掃活動をお願いしていますが、下水道整備等によって環境整備が整うまでは、自治会と市とが相互に協力し合って環境の保持を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 実は、なぜこういうことを申し上げるかといいますと、町内の 2 人の方からお話をいただいたんです。やはり高齢の問題ですね。広瀬捨男議員もそのことを言っておるんですよ。これは恐らくどこでも切実な問題として言われておるんじゃないかと思うんです。それはどういう切実かという、こういう話だったんです。もう年で、はっきり言って、出ていっても仕事ができないと。だからそういう状態ではもう心苦しい、非常に。やっぱり毎日一緒に生活をしているわけですから、これから先、1 年だけの問題ではありませんからね。やっぱり亡くなるまでおられるわけですから。老夫婦お 2 人ずつの方ですのでね。そうすると、こういうことを言われたんですよ。もうはっきり言って、もう来年、せっかく住んできたけれども、家を売って岐阜へ引っ越そうかということをお父さんと相談しておるんだということ言われたんです。そんなことまでやっぱり考えて生活しておられるのかということ、もし、例えば町内の中で高齢化がどんどん進んで、本当に若い人がもうほとんどいなくなった、例えばうちの本田団地であれば同じ組の中で若い人が 1 人か 2 人しかいないとなると、その人たちが結局、負担が我々ができない分、たくさんのしかかるわけですよ。だからこういう状態を、今の部長の答弁で下水道が整うまでは自治会でお願いをやはりしていかなければみたいなことであつたと思うんですけれども、そういう状態のまま今の絵を放置しておく、やっぱりどうなっていくのか。あるいは、どうなっていくというよりも、じゃあそれでいいのかと。その問題はやっぱり自治会全体で考えて解決をしていかなければいけない問題なのか、そこら辺はどうお考えですか。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） まず、側溝の関係でも、道路側溝と排水路の側溝関係がございます。基本的には雨水は公費負担、家庭雑排水は受益者負担ということの大原則があるかと思えます。家庭雑排水を道路側溝等に排水するというのは受益者負担ということが大原則になるかと思えます。現実的に瑞穂市内も地域的には、一例を挙げますと農業集落排水事業が完成しております呂久地区については道路側溝の掃除は非常に少なくて済んでおるといような状況もございますし、また、先ほど高齢者の中で負担があるということもございますが、私も

古橋北区に住んでおりますので、地元の方でも、出ていってもらって必ず作業をしてもらわなくても、来てもらっておるだけで、仲間と一緒に休憩時間に高齢者と雑談するのもコミュニティーですので、極力出てきてくださいよということをお願いはして、高齢者と若い人とのコミュニケーションの一環ということでのボランティア活動ということでも取り組んでおりますので、議員御指摘の地域的に全部高齢者になってしまったときにどうやという話も現実的には理解できるわけですが、基本的には家庭雑排水の道路側溝という意味から、地元自治会でよろしくお願いしたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りますお願いいたします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） その話を恐らく、私が戻ってお 2 人の高齢者の方にお話をしても、心から納得がされないと思います、はっきり言って。やっぱり現実、また掃除のたびに自分ができるということが残るだけなんですね。ですからやはり、これは 18 年の 9 月議会の松野幸信市長の答弁ですけれども、「側溝のふたが重いからとか作業が高齢化で大変だというお話は聞いております。だからそういう負担を軽減するためにはいろんな施策を考えていかなければいけないということで、いろいろ検討もしております」と、こう言っておるんですよ。松野幸信市長はここにはおられませんけれども、松尾部長はおられるわけですから、これは実際どういう検討を具体的にされてきたんですか、高齢者の軽減をする検討というのは。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 一例を挙げますと、例えば側溝のふた上げ機、なかなか重くて上げられないというようなこともありますので、側溝のふた上げ機を自治会から申し出がありましたらお貸しするとか、例えばヘドロを車に乗せるというようなことも私の方で配車の手続をするとか、ふた上げ機とか排出用のダンプの手配、そういうこと等が私の方で実施しておるということでございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） それは広瀬捨男議員の答弁でも言っていることで、そういう答弁ではない答弁をちょっと期待をしておったんですけれども、全然それじゃあ解決にはならない。今、高齢者の悩んでおられる方にとっては、その問題はね。やはり、こういう方たちが出ないと、所によっては出不足料を取っているところがあると。それは幾らぐらいで取られておるのか。各自治会のそれぞれの状況というのは把握されていますか。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 都市整備の方は区長会を所管しておりますが、特段、いわゆるボランティア活動について出席できなかったときの出不足料を調査したことはございませんの

で、把握はしておりません。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） それはなぜそういうことを言うかということ、そもそも論になるんですけども、そもそも側溝や水路というのはだれがつくって、だれの所有物ですか。だれが管理責任があるんですか。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 道路の側溝につきましては市が施工し、市が実施しておりますが、それは市の責任で維持管理ということですが、先ほども申しましたように、側溝につきましては、雨水は公費負担、その側溝に家庭雑排水を流してみえますので、それは受益者負担というふうに考えております。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 公費でつくって、逆にそれが無償契約をしているわけでもない。であるならば、所有はやっぱり市の財産ということになるかと思うんですね。受益者負担というのは、それは政策の基本的な態度の問題であって、所有の事実関係が変わるという問題ではないと思うんですね。ですから、私はそもそも論として、その市の管理責任があることについて、ある地域で高齢者ばかりになっちゃったと仮定した場合、そうしたらその側溝だとか水路というものはだれも管理をしなくていいんですか。現実的にできない人にやれと言ってもできない。できない状況になったときにですよ。それはやはり公の責任という問題もテーマになってくるのではないかということをお願いいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 受益者負担ということで申し上げましたが、都市下水路等につきましては、それぞれの自治会、あるいは区長会の方で清掃が不可能の場合につきましては、市の方でしゅんせつしたり、ヘドロの堆積ぐあい等を現地を見させていただきまして対応している箇所もございます。これは都市下水路が主なものでございますが、道路側溝につきましては、状況、例えば暗渠等ですうっとなっておる場合につきましては、その堆積度合い、あるいは、いわゆる側溝の勾配で中にヘドロ等、あるいは排水の能力等を現地で調査させていただきまして清掃している箇所もございますが、現実的には自治会の方でお願いしておるのが状況でございますので、よろしく申し上げます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 今のような現実的にできない状況が広がってきたときへの対応として、



やはり管理責任をどういうふう to 実現をしていくかという問題は、これは避けて通れない問題だというふうに思っております。そうでなければ、今の自治会長会の総会のときに、やってくださいよとお願いをしている。これは委託契約の申し込みでもしているんですか。それで相手はいいですよと言うから契約が成立してやっているんですか。今の状態は法的に言うとういう関係なんですか。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 正式の委託契約と、そういうことはやっておりません。お願いということでやっております。地域は地域でいろんな格好で協力し合うということで、ボランティアで地域内の環境整備ということでお願いしておるといってございませう。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 事実行為ですよ、お互いにね。ですから、もしその自治会でそれはやりません、市でやってくださいということをやった場合にどうされるんですかということも、さっきの関連であるんですけれども、結論はとにかく、出ない人は出不足料を取ればいい。で、出不足料を取るかわりに、業者に頼んで、その業者が出られない人のところをやるとかいうことになって、その事実が至るところで全市的に広まってしまったら、これは仮定ですけれどもね、それはどういうことか。実際はそこまで広がらないにせよ、論理的にはあり得る話です。だからそういうことでいいのかと言っているんです。ですから、そういう問題は何とか軽減できる具体的な手だてをやはり検討していただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、三つ目の質問に移らせていただきます。禁煙対策ですね。

結構ヘビースモーカーも我が議会、執行部にいらっしゃるわけですけれども、まずこのたばこの害というものについて執行部はどのように思っておられるのか、害がないと思ってヘビースモーカーでおられるのか、市長はやめたかどうかちょっとよくわからんのですけれども、ひとつ、まずお聞きをしておきたいと思ひます。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） たばこの害はどのような害があると認識しておられるのかということでございますが、たばこの煙の中には約200種類以上の有害物質が含まれておるそうでございます。代表的なものを言いますと、ニコチン、タール、一酸化炭素があるそうです。ニコチンには依存性があるほか、血管収縮作用、胃酸の分泌促進作用があり、胃潰瘍や十二指腸潰瘍などを引き起こすおそれがあります。タールには40種類ほどの発がん物質が含まれており、肺がんを初め多くのがん疾患を引き起こすリスクが増大すると言われております。また、一酸化炭素は酸素の運搬を妨害するため、持久力や作業能力を低下させ、ひいては心筋梗塞や脳梗塞などを引き起こすリスクがあります。さらに喫煙の害には、喫煙者自身が受ける健康への影響

はもちろんのことでございますが、非喫煙者が喫煙者からたばこの煙を吸わされる受動喫煙による健康への影響があり、たばこを吸う人も吸わない人も、すべての人が関心を持っていかねばならない問題ととらえております。

また、本年度から特定健診、保健指導においても喫煙歴の把握は必須とされておりまして、生活習慣病対策においても重要な課題にあると認識しております。市といたしましても、過去には禁煙教室の開催、あるいは本年、「FMわっち」にて喫煙による健康への影響及び喫煙の重要性についての放送などを行い、禁煙PRに努めております。今後とも機会があればさらに一層のPRに努力していく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） たばこの害について、心筋梗塞を含めて、心筋梗塞になったらころっと死んじゃうんですよ。私も死にかけた。バイパス手術した。それぐらい恐ろしい病気なんです。

今、そういうことをPRしていくということまで答弁をされましたけれども、問題はこれから具体的にどういう対策をとっていくかということになるわけですが、一つ、世界的な流れがどうなっているかということを確認したいと思うんです。それは、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約というのがあります。これは「たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護すること」を目的とした条約の通称だというふうに言われております。我が国では平成16年（2004年）3月9日に同条約に署名すること、及び同条約の締結について国会の承認を求めることを閣議決定いたしまして、4月22日に衆議院承認、5月19日に参議院承認、翌年の2005年（平成17年）2月27日に、世界的には公衆衛生分野では初めてという多国間の条約として発効されたということですね。

問題は、その中で一つ目にしたのは第8条ですね。第8条のたばこの煙にさらされることからの保護というのがあります。1項が、締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。2項、締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場所には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上または他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する、こういう規定があるんです。それで、2007年の7月4日、第2回の締約国会議において何が決められたかとい

いますと、たばこ規制枠組条約第8条とそのガイドラインの実行を2010年の2月までに行う。これ、満場一致で採択されたんですね、この第8条のガイドラインの実施が。具体的にどういふことになるかという、人が集まる場所での全面禁煙化。そうした施設内にいかなる形態の喫煙所も設けないこと。いいですか。そうした施設内にいかなる形態の喫煙所も設けないこと。例えばドアで仕切られている、ドアで仕切っているから分煙しているんだと、そうじゃないんです。ドアをあけたら煙が漏れるんです。これは本当の分煙対策ではないし、もっと2010年の2月には国際条約として物すごく厳しくなる。だから議員さんの中にもヘビースモーカーがいっぱいお見えになりますから、あえてこういう国際的な流れも頭に入れておいていただきたい。執行部もね。

ですから、そういうことで、それに違反すると、違反管理者が罰則をもってやられるんですね。そういうことになっているんです。これは国際的な流れです。日本ではどうかという、もう御存じのとおり、健康増進法が平成14年8月2日に公布されて、平成15年5月1日から施行されていますよね。そこで、第2節に受動喫煙の防止が規定をされました。第25条は、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることを言う。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない、こういうことを決めて、その後、政府においては、平成15年5月9日には厚生労働省の発表として「新たな職場における喫煙対策のためのガイドラインの策定について」だとか、あるいは健康日本21、平成16年地方自治体庁舎等における禁煙・分煙の実施状況の調査、平成14年6月に策定された分煙効果判定基準に沿った分煙対策がなされているかどうかについても回答を求めた、こういうふうに言っておりますが、ここで質問しておきますけれども、この健康日本21の平成16年度のこの地方自治体庁舎等の禁煙・分煙の実施の状況調査、これはここにも来ましたか、回答されましたか。それと分煙効果判定基準、この内容はどうですか。それをちょっとお聞きしておきます。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 先ほど西岡議員さんからの庁舎管理からの立場で御答弁させていただきまして、庁舎における分煙・禁煙に対する調査事項というのは承知しておりませんので申しわけありませんが、手持ちに資料がありません。現状でまたお話しする部分があると思えますが、現在のところそういうデータを持っておりませんが、違反管理者という立場になるかもわかりませんが、国際的にはそういう立場になるかもわかりませんが、現状では庁舎におきましては分煙対策という段階にとどまっておるのが現状でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 現状では分煙対策にとどまっているということですが、そこでまた一つ聞いていきますが、具体的に庁舎、巢南庁舎も含めて、あるいは公共的施設も含めて、どこの施設で分煙をどのようにやっているのか、それについてちょっと具体的に答弁をさせていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 公共施設における分煙対策についての現状ですが、瑞穂市におきましては、総合センター、市民センターなど多くの市民が集まる不特定の方が使用される施設につきましては、御承知のとおり、スペースのある施設ということで施設内に喫煙所を設置しております。そのほか、現状では室内の喫煙所が設置できない施設におきましては野外における喫煙所を設置しておるとというのが現状でございます。庁舎におきましては、換気扇のある喫煙所及び野外における喫煙所を設置しているということでございます。小・中学校施設におきましては、御承知のとおり敷地内全面禁煙ということになっております。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今お聞きしたのは、庁舎の中でも、例えば場所はどこですか。その場所の特定を聞いているんです。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 穂積庁舎にありましては、野外といいますか、屋上の部分、3階になりますが、できるだけ通路等に煙が行かないように、外の外気と接する部分、野外になりますが利用しておりますし、巢南庁舎にあっては休憩所のひさしの下といいますか、これも同じく野外を利用して喫煙所を設置しているというのが現状でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 巢南はじゃあ屋内はないんですね。

この穂積の庁舎、本庁は1ヵ所だけですか。何ヵ所ですか。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 穂積の庁舎におきましては、3階になりますが、2ヵ所、現在、設置しておりますし、玄関の前にも一応灰皿を設置しております。

議長（小川勝範君） 巢南庁舎管理部長 福野正君。

巢南庁舎管理部長（福野 正君） 巢南庁舎の方の場所ですね。屋内にあります。2階の大会議室の前ですね。分煙されておりません。これはしないかんと思いますが。それから1階のロビーですね。そこに吸煙装置があるんですが、そこも建物の中です。換気扇はつけてありますが、そんな状況です。もう1ヵ所は、先ほど言いましたように食堂のひさしの下にあります。

それは建物の外でございます。3カ所でございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 一つまた確認しておきますけれども、議長室や会派室は分煙室になっていますか。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 3階にあります議会関係の各部屋、議長室並びに会派室では一部喫煙がされているというのが事実だというふうに認識しております。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） それは施設管理者として、会派室、あるいは議長室について分煙を議会に判断をゆだねるということを確認してやっているのか、その点だけちょっと確認をして先に移りたいと思います。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 議長室、会派室等におきましては、特に庁舎管理担当の方から申請に基づく許可とかという手続は踏んでおりませんが、不特定の方が利用されるという部屋ではないということで、実質、喫煙が先行しているというような現状でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 時間がありませんので先を急ぎたいと思います。

先ほど松井部長の話の中で、健康への影響はるる述べられております。国際がん研究機関は、証拠の強さによる発がん性分類において、たばこグループ1、グループは1から4のうち、グループ1は最も強い分類というふうに分類をしているということですね。それで、我が国の最近の疫学研究によれば、循環器疾患の死亡リスクは喫煙者は非喫煙者の7倍、脳卒中の死亡リスクは喫煙者は非喫煙者の9倍、肺がんでは約4倍であったというふうに言われております。たばこ関連疾患による死亡は、毎年全世界で約350万人というふうに推計をされておって、日本では1995年、ちょっと古いデータですが、9万5,000人に達していると言われております。肺がん患者の72%以上がたばこを吸わなければ罹患しなかったと、こういう推計であります。特に受動喫煙のことを言われましたけど、これはやっぱり深刻だと思うんですね。喫煙者の周囲の人が自分の意思とは無関係にそういう副流煙に巻き込まれちゃって、そして副流煙というのが不完全燃焼であるために、高温燃焼になる主流煙よりも発がん物質を含む各種燃焼産物が多く含まれているということが問題なんですよね。タールが3.4倍、酸素の運搬を妨害して体を酸欠にする一環化炭素が4.7倍、依存性のあるニコチンが2.8倍。非喫煙者であっても喫煙者

の煙を吸うことで肺がんや虚血性心疾患、心筋梗塞を起こす危険性が増大することになる。受動喫煙によって日本で年間3万人が死亡しているという統計上の問題もあるわけです。これは大変たばこの害というのは、たばこをヘビースモーカーで吸っている人は、ニコチンというこの依存症の病気なんですよ。本人の意思じゃないです。本人はやめたいと思っているんです。そういう人の方が多いんです。アンケートの結果を見ると、本当にやめたいという人、やめようかなという人を含めると6割なんです、統計の結果。それはニコチンで吸わされておるんです、ニコチンで。病気なんです。病気は治さないけない。だから保険がきくんです。でしょう。インターネットでいろいろ資料をまとめ切れんぐらいたくさん勉強だけしてうなっていたんですが、そういうやつだけちょっと、ちなみに参考にでもなればと思って持ってきたんです。

まあ、見てください。左は健康な人のきれいな肺、右はたばこで汚れ、黒い部分ね。右は黒い部分、がんに侵された白い部分、肺です。これは人の肺です、肺。右と左と、これ。左が健康な肺です。右はたばこで肺がんになった人の肺です。これ、皆さん、見えんから、よくヘビースモーカー、よくこれを見ておいてごらん。本当に心から思うから言っているの。これね、左は健康な人のきれいな肺、右はたばこで汚れ、黒い部分、がんに侵された白い部分。これが肺。こんなのを見て、ヘビースモーカー、これをよく見ておってくださいよ。こういう肺になっているということよ、こういう肺に。こういう肺になっているということ。自分の目で見えないもんだから、そのひどさがわからただけであって、体の中は正直にこうなっているんです。これを見たら愕然するよ。これでもたばこを吸うかと。自分の命のため。

これが、これ、サーモグラフィーでたばこの煙を吸ったときの手の皮膚の温度変化を示したものの。喫煙前では温度の高い赤、黄の部分も多いが、喫煙30秒後にはほとんど温度の低い青に変化しており、抹消血管の収縮のために血流量が低下したことを示している。わかります、色。青くなっているでしょう。肌色のところが青くなっているでしょう、これ。30秒です。30秒、よく見とって。本当に。しっかり目に焼けつけておかないかん。これは血液の流れが実際的に、これは自分の意思ではなくて、体がこうなってしまうということ、こういうふうに。血管が収縮するということ。だから、心臓、もし体が疲労が蓄積しているときには心臓が一気に詰まって心筋梗塞になるということ。こういう状況になるということなんですよ。これは僕は勝手にうそを言っているんじゃないかと、見てびっくりしたから、これはもう取って、頭が熱でぼけていても、これだけは忘れずにいこうと思って持ってきた。これは副流煙でなっている。たばこを吸わなくてもこうなっちゃう。たばこを吸わなくてもこうやって。副流煙でなっている。副流煙でなった人はこうなっている。吸った人は、これで真っ青になっちゃっているんです。だからこういう、それは本当にこういうのを見たら、もうとてもじゃないけれども、それは家族の顔も浮かんできませんか。絶対これは吸ってはいけない。命の問題、健康の問題です。というふうに思う。

あとは、いや、私はたばこを吸って、税金をいっぱい払って国家に貢献していると言うんだけれども、ちょっと古い資料なんだけれども、約10年前に後藤公彦という国立がんセンターの人が、環境経済学概論という中で試算をしているんですね。そうすると、たばこ産業経済メリットは2兆8,000億円、たばこ税がそのうち1兆9,000億円、たばこ産業内の賃金1,900億円、たばこ産業内部留保1,605億円、関連産業賃金1,700億円、関連産業利益など3,300億円、締めて2兆8,000億なんですよ。これに対して、じゃあたばこ産業の経済的なデメリット、つまり社会的コストはどうかということを試算すると、要するに医療費、健康破壊による医療費で3兆2,000億円、国民所得の損失2兆円、急病損失2,000億円。で、ばや出すでしょう。消防・清掃費用2,000億円、締めて5兆6,000億円となります。引き算すれば、メリット2兆8,000億円、コスト5兆6,000億円、差し引き2兆8,000億円の負担増です。結局はたばこ産業が国民の税金を逆にたくさん使っちゃった。2兆8,000億円。だからそういう試算も出ておりますので、大体、本当に健康にとってはどこから考えても、たばこは体によくない。自分の命をまず守ること、そして家族を守ること、このことをぜひお互いに、人のことじゃなくて、僕もヘビースモーカーからやめたんですから。本当に60本ぐらい毎日吸っていたのを、命が惜しいからやめたんですから。ですから、人にそれを押しつけるわけじゃありませんけれども、やっぱり健康のために、それはもうぜひお願いをしておきたいと思うんです。

ですから最後に、具体的な提起だけしておきますけれども、やっぱり今後の施策として、条例を制定して、今は全国で大分やっておりますけれども、喫煙の禁止区域とか、あるいは通学路、例えば通学路のところは禁止道路にするとか、全面的にはいかなくても、全面的にはいかなくても一部でもいいから、今よりも一歩前に、子供の命、安全を守るためにも、家庭でも吸わない、通学道路でもたばこを吸わせないとか、人のたくさん集まる地区ではやらせないとか、つまり、まずその一部からでもいいですから、そこからでも始めてみませんか。その気はありますか。悪いことじゃないですかということをお願いしたいんですね。あと3分残っておりますから、答弁だけひとつお願いをしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをしたいわけでございますけれども、私も何回も禁煙をしたけれどもやめられなかったのが現実でございます。今、そういったいろんな資料を見せていただきまして、本当にひどいなということがよくわかったわけでございます。今、いろんな市町におきまして、部分的な喫煙場所等々の条例もつくってやっておられます。このことにおきましては十分検討を加えまして、議会の皆さんの御意見も聞きながら、少しでも前向きに対応できたらと、このように思っておるところでございます。今、いつどこをと、こういうことは申し上げられませんが、前向きに検討を加えさせていただくというところで答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 私も吸っておりますが、子供にとってたばこはよくないということは本当に認識しております。条例については、またそちらの方面で検討していただいてということで、よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） 以上で西岡一成君の質問は終わります。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。再開は3時30分から始めたいと思います。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時31分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

10番 広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 議席番号10番 広瀬捨男でございます。

議長の発言のお許しを得ましたので、ただいまから通告に基づき、1．建築物の耐震化促進事業、2．穂積タリの道路整備、3．すぐやる課の設置、4．宿日直業務、5．敬老事業の助成金の増額についての5件について質問をさせていただきます。

以下、質問席に移らせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

まず初めに、建築物耐震化促進事業についてお尋ねをいたします。

建築物の耐震化については、阪神大震災から続く大地震の頻発と、近い将来来ると予想されており、東海・東南海地震への備えとして、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、早急な対策が求められております。岐阜県におきましても、平成19年3月、岐阜県耐震改修促進計画を策定し、住宅や多数の方が利用する大規模な建築物について、平成27年度までに耐震化率9割を目指し、各種施策を展開されております。

まず耐震診断でございますが、当市は現在、木造住宅の耐震診断については補助対象限度額3万円で、補助率は国が3分の1、県・市町村が各6分の1で、自己負担が一部ございます。しかし、県内の21市のうちの15市では木造住宅の耐震診断補助対象額限度は4万5,000円で、補助率は国が2分の1、県・市が各4分の1で、自己負担はございません。それで、耐震診断と補強内容も具体的に指示・指導が受けられ、この耐震診断を実施された市は従来の数倍になったと伺っております。さらに、当市は木造住宅以外のいわゆるその他建築物について助成制度がございません。しかし、岐阜県内の21市中17の市が補助対象限度額150万円で、補助率は国が3分の1、県・市町村各6分の1の助成制度があります。今後、木造住宅及びその他建築物の耐震診断についてどのようにお考えでしょうか、市長にお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんの建築物等の耐震化促進事業の耐震診断について



の御質問にお答えさせていただきます。

平成15年8月より始めました木造住宅耐震診断助成制度は、現在まで事業対象経費として3万円を限度額にして、その3分の2の2万円を限度額に助成する制度をとっています。平成15年度から19年度までの5年間の実績は、合計で27件、年平均約5件となっております。また、この耐震診断の結果に基づき耐震補強工事をされましたのは1件となっております。これまでは申請者自身の費用負担があったこと、耐震診断士の選定から助成金申請書類の提出・請求までを本人が行うことで、その煩わしさなどで使い勝手が悪かったところもあります。この制度が十分利用されてきたとは言いがたいと思っております。

そこで市では、平成21年度より、建築物所有者から申請があった場合には、耐震診断士を市が選定、派遣し、申請者本人が無料で診断が受けられる県の制度に変更をしていきたいというふうに考えております。

また、木造住宅以外の助成制度については、まずは昭和56年5月以前の木造住宅を中心とする耐震化が緊急の課題と考え、この無料化によってその耐震化の推進を図り、その状況を見きわめながら、その他の建築物の耐震化を考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今の御回答によりますと、木造住宅の耐震診断は本人が申請すれば厄介な手続もなく、さらに無料ということと、そして、先ほど私が言いましたように、無料診断に派遣された診断士がきちっとやはり補強の具体的な方法も出るというようなことを県でも聞いてきましたが、そういう点では本当に努力していただきまして、ありがとうございました。

しかし、2点目の、木造住宅以外のいわゆるその他建築物については、先ほども言いましたように21市中17市ということで、約80%強の市が実際今行われているわけでございます。その点について市長にお尋ねをするんですが、今後、早急に他の市のような制度をやるべきと思いますが、いかがお考えかお尋ねします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、建築物の耐震化のことについて御質問でございます。

今、都市整備部長からお答えをさせていただきました。その中で、まず昭和56年5月以前の木造住宅を中心として耐震化を緊急の課題と考えて、この無料化によってその耐震化の促進を図り、その状況を見ながら、その他の建築物の制度化を考えていきたいというところで答弁をさせていただきました。議員御指摘がございましたように、21市の中でその分野におきましてこの関係がおくれておるようでございます。所管ともう一度よく検討を加えまして、できれば前向きに取り組んでまいりたいと、このように思っておりますのでございます。よろしくお願

いして、答弁といたします。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 市長のただいまの答弁でありますと、前向きにという温かい言葉がございましたが、部長にも共通なんです、56年以前の建物ということはみんな関係しておりますので、先ほど言いました各市町の実績についても全部56年ということになっておりますので、その辺については御存じだと思いますけれども、よろしく前向きに検討を早急にしていただきたいと思います。

次に耐震補強工事ではありますが、木造住宅は当市も補助対象限度額120万円の助成制度があります。これも、先ほど言われたように、昭和56年以前の建物ということはずうっと話す中で関係しておるわけですが、その制度があります。しかし、分譲マンション及び特定建築物等、いわゆる3階建て以上、延べ1,000平方メートル以上については市の助成制度はございません。しかし、県内の12の市では、補助対象限度額4万7,300円掛ける0.23掛ける、延べ平方メートル面積ということでございます。ちなみに、分譲マンションの補助率は、国が10分の2、県・市町村が各10分の2.5、特定建築物につきましては、補助率が国が3分の1、県・市町村が各6分の1の助成制度がございます。これについて市はいかがお考えでしょうかお伺いをいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 耐震補強工事についての御質問でございますが、先ほど申し上げましたこの補助金制度を利用して、木造住宅耐震補強工事は過去5年間で1件あったのみでございます。分譲マンション、特定建築物のうち、昭和56年5月以前、3階建て以上、1,000平方メートル以上等の補助の要件を満たす対象物件で、耐震診断や耐震補強工事が済んでおらず、それが必要と思われるものが市内で20件ほどございます。その対象者も少ないことから、現在のところ、木造住宅に対する耐震診断と耐震補強工事に絞って助成を行い、木造建築物の耐震化の進捗状況を見まして、それらの拡充も考えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 建築物の耐震化改修の促進に関する法律第6条で、いわゆる特定建築物の所有者の努力義務ということで、特定建築物の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行わなければならないとなっているわけです。そういう点において、その法の趣旨に沿って、今言いました分譲マンションも特定建築物についても、やはり市長がよく他市並みと言われるんですけれども、半数以上の市町が採用しておるわけござ

いますので、その辺についての考え方と、それから、岐阜県において、その特定建築物の瑞穂市で20件ということを言われたんですが、その中で、御存じだと思いますが、岐阜県からその特定建築物の所有者に対して、平成20年9月17日付で特定建築物の所有者に対して特定建築物の耐震化促進についてということで依頼文が来ておりまして、これは6号で、1号、2号、3号とあるわけですが、それ別にどのような件数になっておるかお聞きをします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条で、先ほど議員さんが申されました特定建築物の所有者の努力義務が課せられております。その中で、まず1号につきましては、これはちょっと条文を読み上げさせていただきますと、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム、その他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものにあつて、政令で定める規模以上のものが1号ということでございます。件数はまた後で、1号、2号、3号について御報告させていただきますが、2号につきましては、火薬類、石油類、その他政令で定める危険物であつて、政令で定める数量以上のものの貯蔵場、または処理場の用途に供する建築物が2号でございます。3号で、地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして、政令で定める建築物であつて、その敷地が前条第3項第1号の規定により、都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するものということで県が調査した結果でございますが、瑞穂市につきましては、先ほどの1号の建物の総件数は121件でございます。そのうちの耐震診断済みが22件。それから、この121件のうち耐震診断が不要ということで、建築物が新しいということで79件でございます。それからアンケート調査の時点でわからないと答えられたのが11件、それから耐震診断がやられていない1号の関係の建物としましては9件でございます。2号の建物の件数でございますが、瑞穂市については2件、耐震診断が不要とされたものが1件、不明とされたものが1件でございます。3号の建物の件数が11件でございます。耐震診断不要ということでカウントされたのが8件、耐震診断がやっていないよということが2件、耐震診断が不明が1件ということで、以上が把握されておるといふ状況でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今、報告を聞いたんですけど、これは県の方からこのところへ送ったというのか、1号については送っておるんですか。その辺の把握はしてみえると思いますけれども。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） これは、私の方で、一応、特定建築物台帳というのがございま

すので、これは県との共同で書類ができておるかと思いますが、この特定建築物台帳に基づいた集計結果でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） それで不明とかということが出てきておるんで、その辺のところの実情というか、ちょっと教えてください。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） この特定建築物台帳を詳しく見ますと、備考欄に未回答ということが記載されておりますので、それぞれ郵送した事業者が回答していなかったということでの把握ということに思っております。未回答ということですので、それが不明ということでございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 県ときちっとということで、把握をしてみえと思ったんですけども、その辺のところはやっぱりわからないのがあるんですね。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） すべて私の方でこの台帳が県の把握しておるものと整合性がとれているかというのは、私も担当と協議したことがないので、ちょっと答弁は、はっきりわかりません。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 県の方のある技師に聞いた限りでは、もう全体的な把握がしておるもんでというようなことも聞いたんですけども、その辺のところも今後きちっとやっていただきたいと思います。

それで、それは御存じですけども、耐震診断は国とか県が幾ら一生懸命になっても、主体は市町村ですので、国がこれだけ、例えば木造診断についても3分の1のやつを2分の1にするとかということで、また県の方もやはり、先ほど言いましたように診断率を9割に上げるとか、そんなことを一生懸命思っているということに、それに対して瑞穂市が非常に考え方がおけていると思うんですよ。そういう点について、先ほど市長は前向きにという話だったんですが、このことについて早急に本当にしてもらわないと、この間もあることでいろいろ話をしておりまして、その特定建築物の所有者ですけども、こんなによそがやっておるのに、なぜ瑞穂市ができないのか。瑞穂市はそんなに財政率が悪いのかというようなことも聞かれたんですが、今度一般質問をしますからということで話をしておいたんですが、その辺のことにつ

いて、総体的に、部長、担当としてはどのように考えておみえになるか。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） この木造住宅の耐震化促進事業につきましては、これは県の補助基準で平成14年から15年度にかけまして、先ほど議員御指摘の民間事業への一部補助ということで、補助対象事業費ということで超過する費用は自己負担ということで、最高限度額が3万円ということでそれぞれ実施してきたわけですが、県も20年度の事業ということで、先ほど議員御指摘の、定額4万5,000円で補助率等の関係も改正がなされまして、これは市町村指導のため、従来制度、平成20年度も混在をしておると。これは従来制度も21年度まで据え置いてもいいよということでございますので、瑞穂市といたしましては、来年度からこの無料診断事業ということで、県の補助基準に合わせまして実施していきたいということで予算要求をさせていただくつもりでございますが、この課題といたしまして、補強工事ですね。耐震化率向上は目指しても、補強工事に結びつかないおそれがあったり、今、瑞穂市がまさにそうですが、従来の補助制度と無料診断が混在するというようなこともありまして、市民に対してまた不公平感もあるということでございますが、全県下で診断無料化を目標ということで、議員御指摘の平成27年度までには耐震化率90%目標ということが掲げられておりますので、補助の実施制度、あるいはPR等を積極的にしながら、県の努力目標であります平成27年度までには耐震化率が90%というようなことで努力していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今わかりましたが、先ほど言いましたように、市がその気にならないといけませんので、やはりそういう住民の方も見えますので、そういう点は肝に銘じて、しっかりと他市並みにはやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、穂積タリの道路整備についてお伺いをいたします。

この土地については、昭和46年ごろから50年代にかけて道路整備が目的で、当時、穂積町に寄附をされておるわけでございます。平成9年10月4日、当時の穂積町長に対し、穂積タリ3132-2、3133-2、3134、3138等の関係者13名が連署をもって、道路整備促進要望書が提出されております。現在、努力中とは考えておりますが、余りにもその経過が長いもので、具体的な現在までの経過と、今後の見通しについてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 御質問の大字穂積字タリ地内の道路整備についてお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、当該地区には共有の持ち分が13分の1、9分の1、あるいは8分の1など

の地権者から成る共有の土地が複数存在しております。このため、この土地を交換分合して、それぞれの地権者が1画地所有ということで道路を設置して、利便性のよい土地とするよう計画がなされ、当時、穂積町に寄附がされております。これは、合筆する場合には同一所有者の土地でしか合筆ができないということもありまして、穂積町名義ということで寄附がされたものであります。このような権利関係であるため、過去から地権者間で協議がなされ、それぞれ1画地として現在利用されておりますが、この現状は現地のみでありまして、登記上は未整備の状態であります。長い時間が経過しておりますけれど、地元の要請を受けてこれを整理するため処理を進めてきましたが、一部の地権者の売買、あるいは相続関係で対応がおくれておられるというのが現状でございます。このため、権利者の皆様から行政主導で早急に整理してほしいという旨の要望をいただいております。これを受けまして、去る11月20日に寄附をされました権利者の皆様方にお集まりをいただき、これまでの経過報告を申し上げ、今後の協力を求めたという段階でございます。

今後、この地域の整理を進めるに当たりましては、相続・売買発生等の複雑な諸事情がありますので、権利の移動等がありますので、権利者を特定するなどいろいろな問題があります。権利者の皆様方にこの点を御理解いただきまして、十分調整をしながら、当地域の整備を進めていき、有効な土地として真の地権者にお返しをするということの事業を進めていきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございました。

ここで市長にお尋ねするんですが、長い間こうして市の土地ということになっているんですが、いろんな事情はあるわけですけど、これを一日も早く整備をして、固定資産税、昨日もそんな話がございましたが、やはり固定資産税も取れるのですから、その辺についての考え方をお願いします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先ほど総務部長の方からお答えをさせていただきました。私、実際に約3,526平米の、こういう未整理の土地があること自体、私はちょうど10月ごろに初めて知ったわけございまして、私としてはやっぱり現場を見なければ何ともわかりませんので、現場を見させていただきました。四十数年間こういう形で置いて、そして課税も何にもされておらないという、これはまことに未整備の土地があるということ自体が、行政は何をやっておったかというところございまして、何が何でも解決をするようにということで、所管、これは総務を初め都市整備、いろいろなところが関係するわけでございます。これを整理するように指図

をさせていただいたところでございます。そんな中におきまして、11月20日に、その関係される範囲の方にお寄りをいただきまして、考え方を申し上げたところでございます。皆さんの御協力をいただいて、何とか、これもやる気でやらなかったら解決できません。市としても何が何でもやり抜くということで取り組んでまいりたい、このように思っておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） どうもありがとうございました。

今、お話が部長と市長からお聞きしたんですが、本当に農地法違反だとか、非農家の人が農地を持っているとか、持てないからまだ念書だけだとかいう、言われたとおりですので、やっぱりこれはどうしても、部長からも言われましたように、行政判断で少しやってもらわないと、字界もしっかりしていないというところもありますので、字絵図と相当相違もございまして、その辺のところを、今、市長からの答弁もいただきましたので、早急に前向きに検討していただくことを、よろしくお願ひします。

次に、すぐやる課の設置についてお尋ねをします。

住民の困っていることに素早く行動し、納得のいく回答で解決することが求められております。そのためには、現在の縦割り制度では不可能と考えます。したがって、各部署から業務に精通した職員を配置し「すぐやる課」を設置すべきと考えます。

国内でも「すぐやる課」というところはあちこちありますが、一番古いのが、御存じのように千葉県の松戸市でございます。あのまちは、どんどんと人口がふえて、多様化する市民の声に素早く対応し、同時に行政を市民の身近でわかりやすいものにしようと、「すぐやらねばならないもので、すぐやり得るものは、すぐやります」のモットーで「すぐやる課」を昭和40年10月6日に設置いたしました。困っていることを解決することが認められて、今まで40年も継続されております。松戸市のやり方をよく聞いたり検討したりし、よりよい、すばらしい「すぐやる課」の設置について、市長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、議員御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のように、千葉県松戸市の「すぐやる課」は、昭和44年に発足して以来、今日に至っております。松戸市は、平成20年の人口が48万785人、世帯が20万6,420の市でございます。松戸市のホームページで調べてみますと、この当該市の「すぐやる課」は、当時、急激に人口増加を見、市政について要望が増加し多様化してきたため、素早く対応し、同時に行政を市民に身近でわかりやすいものにしようと設置されたとのことでございます。すぐやる課の課員は12名のようでございます。そして、平成19年度の松戸市の要望状況を見ますと、合

計3,698件のうち、一番多いのはスズメバチなどの巣の駆除が1,593件、その他の動物に関する要望が333件ということでございまして、そういった動物関係の要望が半数以上を占めておるとい、ちょっと特殊性がうかがい知れるところでございます。そして、道路の補修や側溝の補修など土木関係が合計846件で23%、道路の清掃、放置物、動物の死体の処理など清掃関係が483件で13%、その他が443件で12%となっており、このデータを見ても、松戸市の特殊性がうかがい知れるところでございます。

そこで、これらの御要望に対する瑞穂市の対応でございますが、瑞穂市は、平成19年度の状況を松戸市に比較しまして調べてみましたところ1,457件でございます。その処理状況は、動物関係は産業経済課で92件扱っております、道路関係は都市管理課で209件、清掃関係は環境課で378件扱って対応してきております。これらの対応と体制はほぼシステム化されてきておりまして、市民の皆さんにも理解を得ているところでございます。

また、窓口の案内についても、穂積庁舎では案内係を設置しておりますし、巢南庁舎では市民窓口課の方で対応しておるようでございます。ことし2月1日の組織改革で福祉部を創設し、環境課、医療保険課、健康推進課も設置するなど、窓口を充実させて再構築してきたわけでございますが、一方では水道関係も、上水道課と下水道課と明確にして責任体制を明らかにしておるところでございますので、これらの改革でもって市民の皆様の一応の御理解を得ているところであるというふうにご考えておるところでございます、いましばらくはこの組織・機構でもって対応してまいりたいと考えておるところでございます、すぐやる課については今の体制の中で対応していくべきものであるというふうにご考えておるところでございますので、よろしく御理解願いたいと思います。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今の報告のことは大体、だれしもとるものは一緒なんですけれども、これは直接、私、電話で聞いたみたんですけれども、やはりそんな簡単なものじゃなくして、ここも「スズメバチなど」という書き方をしてあるんですけれども、スズメバチの場合はやはり自分ではいかんもんで専門業者を紹介するとか、あと、ちょっとした公共のところアシナガバチとかミツバチとかかけたことについては職員がずっとやるとか、やはり今、瑞穂市のいろんな実績をお聞きしたんですが、住民の中では、やはり小さなものでもやってくれないという意見が非常に強いので、先ほど言いましたように、松戸市がなぜ、先ほど、ごめんなさい、質問のときに40年と言いましたが、転記違いをしまして、これでは4年間違っておりますが、どうも失礼しました。そういうことで、やはり、これだけ長く続いているということは、それだけにやっぱり自信を持ってやっている。この間、テレビもちょっとやったことがあると思いますけれども、そういう点では、やはり人数のことは別として、松戸市は大勢なんですけ



れども、ここだったら何人かということは私の方で言いませんけど、やはりそういうところがあるということは、非常に行政に対しての不信というか、そういうものがぬぐい去られて、頼られる行政ということになることは間違いないと思いますので、前向きにちょっと松戸市の方を、いろんな面でこのデータはあるんですけども、そういうもののほかにいろんなことを聞いていただいたりして、早急に検討していただきたいと思います。

それについて市長はどのようなお考えでしょうか、お尋ねします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 私の方も、すぐやる課に関連しましてあちらこちら調べてみました。松戸市のほかにも、世田谷区、島田市、それから逗子市は「すぐやるコール」という、何かそういった回線を設けておるようでございまして、沖縄県の西原町役場でも「すぐやる課」を設置したり、あるいは千葉県の関宿町は「町民サービス班（すぐやる課）」というのを設置しておるようでございまして、るる、調べてみまして読んでみました。この中では、やはりスズメバチというような非常に危険動物に関するものについては迅速性が求められるところございまして、中には、いろいろ調べてみますと、木の根っこが出たで切ってくれとかというような要望もあって、この、ある投書があるわけですが、「自分は寝っ転がっていて、自分の頭の上のハエを他人に追ってもらうような発想にはどうしてもなじめない」というような意見も掲載されているようでございまして、いろんな賛否両論があるようでございます。その中で、やはり市としてそういった課を設けるということであれば、ある程度、皆さん方のコンセンサスも得られなければなりませんし、それから、果たして税金を投ずるに値する部署かどうかということ、例えば昨今の御質問の中でも企業誘致課を設けるような御要望もございましたし、きょうの中では観光課を設けるような、そういった御要望もあるわけでございますが、そういった皆様方の要望を、どれが瑞穂市にとって必要かということを考えながら選択していくべきものかとは思っています。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 私は市民の多くの方からそういうことを聞いてこの質問をさせていただいているわけですので、今後とも引き続いていることから資料を得ながら、私もそういう資料があったら出すようにいたしますけど、よく検討していただきたいと思います。

それでは次に、宿日直業務についてお伺いをいたします。

先日の全員協議会で、巢南庁舎での宿日直業務での受け付け実績が少ないので、宿日直業務を廃止し、穂積庁舎で対応したいと。ちなみに、自治会連合会理事会で説明し了解を得たので、来年4月1日から廃止をしたいとの説明を賜ったと記憶しております。こうした動向とあわせて考えなければならないのは、職員の労働条件でございます。現状を見てみますと、退職者の

補充も、きのうちちょっとお話がございましたが、骨太の方針等々上部機関の指導など制約がございまして、職員が減少し、労働強化につながっているのではないのでしょうか。そういう意味でも、私は宿日直業務を瑞穂市のシルバー人材センターにお願いしたらどうかと考えます。

業務拡大を現在シルバー人材センターは努力はされているんですが、他の市に比べて公共の業務が極端に少ないのでございます。近隣の公共と民間のシルバー人材センターの実情を岐阜県シルバー人材センターの統計によりますと、岐阜市は公共の仕事が1億8,488万円、民間が4億7,418万4,000円で、公共の割合は39%あります。ちなみに大垣地域は、公共が1億8,127万8,000円、民間が3億9,759万、これは45.6%。本巣市、公共が3,987万7,000円で、民間が9,494万6,000円、これは42%。瑞穂市は、公共が217万円、民間が2,015万2,000円で、10.3%で、今お話ししたように極端に低いわけでございます。

そして一方、高齢者の雇用確保のために宿日直業務をシルバー人材センターにお願いすることについて、市長はどのようにお考えかお伺いをいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 宿日直業務については、瑞穂市誕生以来、穂積庁舎と巢南庁舎の2カ所を実施してきました。しかし、行政事務の合理化、見直しの中でそのあり方を検討した結果、巢南庁舎の宿直事務については事務量が少ないため廃止してもいいのではないかとの結論に達しまして、先般、開催されました自治会長会議の理事会、それから連合会連絡会で詳しく御説明を申し上げまして、皆様方の了解を得たところでございます。したがって、巢南庁舎の宿直業務は、平成21年4月より廃止をさせていただきまして、穂積庁舎にて一括管理する方向で対応していくことを考えておるところでございます。

議員御指摘のありました職員の労働条件を緩和するための策でございますが、県内の他市町の多くが導入している業務の委託ですが、大半が警備会社への委託のようでございます。当市におきましてもそういった観点で検討をしたものでございますが、一応、各課から1名ずつ職員を出しまして、宿日直検討委員会で検討させていただきました。その中で、やはりこの趣旨が住民サービスの低下を来さないようでもって、なおかつ事務の合理化、あるいは行財政に資するという観点からいいますと、業務委託というのは経費は増しますので、これは現実的でないという判断をしておるところでございます。こういった状況を前提に、シルバー人材センターに委託ができるかどうかということでございますが、シルバー人材センターを活用するとなりますと、シルバー人材センターの趣旨が「臨時的かつ短期的で、軽易な就業」と定義されておりまして、こういった観点から申しますと長時間、長期間にわたる就業をお願いする宿直業務については不向きではないかと考えておるところでございます。また、当市のシルバー人材センターについては、現在、シルバー派遣事業の資格を有しておらず、法律的には、就業する会員に対して市が直接指揮命令を行うことができなくなっておりますので、非常事態が起きた

場合の対応等に一抹の不安があるところでございますので、こうしたことを考えますと、シルバー人材センターに宿直業務を委託するという点については問題があるのではないかというふうに考えておるところでございますので、よろしく申し上げます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今お聞きしていますと、ちょっと私、聞き違えましたかね。巢南庁舎の宿直業務だけ廃止をして、日直業務は廃止しないということでしょうか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） そのとおりでございます。自治会長さんの御意見を伺ったところ、日直業務についてはいましばらく様子を見るということで、存続してほしいという御要望で残すこととさせていただいております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） そうしますと、こちらの穂積庁舎の方の宿直者が非常に、防災だとかあるいは戸籍関係の受け付け等々、規定にも書いてあるようですがいろんなことがあって、非常に、1人のようですね、宿直は。日直の場合は2人以内ということですがけれども、その辺、2人以内で2人のときばかりなのか、1人もあるのか。それから宿直はやはり1人で今後もやっていけるのか、いろいろ聞きますと、やはり、私もJRの現場におるとき、日直業務、宿直業務ってことと同じような形でやったことがあるんですが、非常に疲れて、普通、翌日、休む人があるんですよ。そうすると、瑞穂市も宿直をやった翌日に年休をとった人はどのくらいあるのか把握されたことがあるか、お尋ねします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 具体的にそういった事例の数は把握しておりませんが、現実的に宿直業務の翌日は休む職員がおるようでございます。それも、ある意味では有給休暇の消化ということで承認しておるところでございます。平たく言えば宿直業務はそれだけ過重かということにもなりますが、比較的休みがとりやすいという条件をつくっているという面もありまして、それで、宿直について、これは瑞穂市宿日直勤務規程というのがございまして、その中で、宿直の勤務時間が午後5時15分から翌日の午後8時30分までとしておりまして、2項の方で、宿直にあっては勤務に差し支えない範囲内において睡眠時間を置くものとするということになっております。ですから、宿直はずうっと寝ずの番ということではございませんので、何もなければ睡眠をとるということもできるわけでございますが、やはり宿直業務についているという心的なストレスもあるかと思ひまして、なかなか熟睡できないという声は耳にしておるところでございます。

人数についても、一応、この規程の中で宿直にあっては1人の職員をもって充てるという規定でございますので、当分はこの態勢でもって続けていくと。そして、今おっしゃられました 巢南庁舎の宿直を廃止すると、当然、穂積庁舎の宿直に事務が回る可能性はありますが、8ヵ月間のデータをとって見たところ、来客者が戸籍関係で3人お見えだということ、ですからその程度だったら廃止してもいいという自治会長さんの御理解が得られたということについては、やはり宿直業務がそんなになかったということでございますので、これが今後続くかどうかそれはわかりませんが、穂積庁舎の宿直者にそんなに過重になるものではないというふうに考えておるところでございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今、時間がないものであれですけども、一言だけお聞きしますけれども、労働過重になるけど8ヵ月で3回ということ、1人だということで、そして規定的にはどうなっておるのでしょうか、例えば急に宿直の勤務の予定の人がふぐあいになって、宿直ができないとなった場合、命令部長、いわゆる企画部長と巢南の管理部長ですか、そこへ代務者を連れて云々というようなこともあるようです。その辺のところの規定的にはどうなっているか、ちょっとその辺のところをもう少し、緊急だったらその課の責任者に届け出るといふこと等の規定の改正とか、そんなものの考え方はどうなんでしょうか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） この規程では、命令権者は、穂積庁舎は私で、巢南庁舎は巢南庁舎管理部長になっておるわけでございますが、かわる場合は命令権者に報告するという事になっておるわけでございますが、現実的にはそれぞれ職員が都合の悪い場合は交代し合って運用されておるようございまして、緊急の場合にあっては所属長の方に連絡が行きまして、所属長から私の方へ連絡が来まして対応しておるといふことで、事務に支障のないような運用はされておるところでございます。ですから、改めて規程の中で厳しくそういったことを規定しなくても、弾力的な運用の中で大過なく過ごしておるところを見れば、このままでいっていいのかなという思いであります。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 職員の過重労働になるというような意見も聞いておりますので、そういう点について御配慮いただきたいと思っております。

最後に、敬老事業助成金の増額についてお尋ねをいたします。

敬老事業の助成金の増額については、一回、前もやったことがあるんですが、やはり合併協議会では従来の予算ということですので、たしか900万前後だったと思っておりますが、それに対し

て今要綱等を見ましてもとても少ないんですが、今までの経過等がありましたらちょっと教えていただきたいと思います。当初予算と、それから最後の使った実績等々についてお伺いします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。時間内に答弁してください。

福祉部長（石川秀夫君） 御質問の件でございますが、現在、敬老会の方は各自治会でお願いしているところでございます。当然、市の方からも助成させていただいておるところでございます。

実績ということでございましたので、数字だけ申し上げます。

17年度につきましては、当初1,000万でございましたが、補助金として出ていっているのが349万2,924円でございます。18年につきましては、最終の予算額ですが585万でございます。補助金の実際出ていっているのが360万6,350円ということでございます。19年につきましては、予算額が380万1,000円に対しまして、補助金の方が380万379円。今年度20年度実績でございますが、予算の方が634万7,000円に対しまして、実際補助金額として出ていっているのが431万5,394円という実態でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 市長にお伺いしますけれど、やっぱり敬老祝賀会の助成金というものが本当に少ないと思いますので、時間もございませぬけれども、考え方だけ、増額についての考え方、いわゆる老人福祉法に対する考え方とか、合併協議会の約束事項等について、増額できるとは思いますが、よろしくお願ひします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 時間もございませぬので、端的に申し上げたいと思います。

平成19年に比べまして20年は150円増させていただきまして、1人当たり500円と、対象者、敬老事業参加者に1,000円で、1,500円というところでございます。事務諸経費に1万円、1万5,000円、2万円という形で、それぞれの人数に応じて助成をさせていただいたところでございます。このことにおきましては、要綱等々もございませぬ。私の権限の及ぶ中で、できれば少しでもという気持ちは持っておりますが、これで自治会の方から大きな要望は出ておりませぬ。そんなところも加味をしながら、前年同様のふうに進めさせていただくということで今のところは思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 趣旨、経緯等はよく市長は御存じですので、また検討方、よろしくお願ひいたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で広瀬捨男君の一般質問は終了いたします。

これで一般質問を終わります。

#### 散会の宣告

議長（小川勝範君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日、傍聴していただきました市民の皆さん方、ありがとうございました。

本日はこれで散会をします。大変御苦労さんでした。

散会 午後 4 時32分